令和4年度	あさき	* ŋ	町	議	会 第	¥ 1	2 回 会	: 議 会	議	録	(5	第 2	4 号)	
招集年月日															
招集の場所	あさぎり町議会議場														
開閉会日時	開議						前10時00分 副議長							勉	
及び宣告	散会議席	令和5年3月8日 <i>与</i>				 4	─後 4時38分 届出欠等 議 席			長	君	茶 同	Í)	勉	
応(不応)招議員	番 号		氏			名	の別		カユ	氏			名	出欠等の別	
及び出席並びに	1	,	小二	谷	節	雄	0	8		Щ	П	和	幸	0	
欠席議員	2	;	岩	本	恭!	典	0	9		永	井	英	治	0	
出 席 13名	3	ļ	難	波	文	美	0	10		皆	越	てる	子	0	
欠 席 1名	4	,	加賀	Щ	瑞津	子	0	1 1		小見	L田	和	行	0	
〇 出席 🛆 欠席	5	7	橋	本	Ī	誠	0	1 2		溝	П	峰	男	0	
× 不 応 招	6	,	小	出	高月	明	0	13		森	岡		勉	0	
	7		豊	永	喜 -	-	0	1 4		徳	永	正	道	\triangle	
議事録署名議員	10番	皆	越	て・	る子		11番	小 見	田	和	行				
出席した議会書記	事務局	長	山	本	祐		事務	局書記	丸	山	修	_			
	職	名	氏			名	出欠等の別	職	名	氏			名	出欠等の別	
	町	長	尾	鷹	_	範	0	農林	振興 長	万	江	幸 -	一朗	0	
	デジタル画審 議	対策 監	中	野	裕	登	0	農林課長		橋	本	英	樹	0	
地方自治法第121	総務課	長	Щ	内		悟	0	"		吉	武	哲	雄	0	
条により説明のた	総 課長補	務佐	溝	П	久	志	0	商工行 課	長	深	水	昌	彦	0	
め出席した者の職	総 危機管理	務監	橋	本	啓	之	0	商工行課長行		高	田	将	. <u> </u>	0	
氏名	企画政課	策長	荒	JII	誠		0	建設		酒	井	裕	次	0	
欠席 ×	企画政 課長補		沖	松	勝	彦	0	建課長		小	田		淳	0	
	財政課		田	中	伸	明	0	上下 課	長	鬼	塚	拓	夫	0	
	財 課長補	政 佐	坂	本	将	幸	0	上下,課長	補佐	中	神	啓	介	0	
	11		中	村	光	成	0	農業委事務		髙	田	真	之	0	
		計者	土	肥	克	也	0						_		
議事日程	別紙の	とは	おり												
会議に付した事件	別紙の	ンとは	おり												

議事日程(第24号)

- 日程第 1 議案第81号 令和5年度あさぎり町一般会計予算について(提案理由の説明及び 質疑)
- 日程第 2 議案第85号 令和5年度あさぎり町水道事業会計予算について(提案理由の説明 及び質疑)
- 日程第 3 議案第86号 令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算について(提案理由の説明及び質疑)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第81号 令和5年度あさぎり町一般会計予算について(提案理由の説明及び 質疑)
- 日程第 2 議案第85号 令和5年度あさぎり町水道事業会計予算について(提案理由の説明 及び質疑)
- 日程第 3 議案第86号 令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算について(提案理由の説明及び質疑)

午前10時00分 開 会

- ●議会事務局長(山本 祐二君) ご起立ください。礼。着席ください。
- ◎副議長(森岡 勉君) ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。日程第1、議案第81号令和5年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、説明を求めます。田中財政課長。
- ●財政課長(田中 伸明君) はい。それではまず、予算書の説明の前に資料のほうから説明をさ せていただきます。ただいまお送りしました資料は、令和4年度当初予算と令和5年度当初予算 を性質別に比較し、失礼しました。性質別に分類し比較したものでございます。まず、1番下の 合計を御覧いただきたいと思います。令和5年度当初予算の予算額は、123億6,280万9, 000円となりまして、前年度と比較して、10億254万4,000円の増となっております。 令和5年度当初予算におきましては、4月に町長選挙が実施されるため骨格予算として編成を行 っております。通常であれば前年度より若干減額となるところですが、今回は、継続事業となっ ております第2庁舎建設事業。それから中学校長寿命化改修事業分が計上されておりますので、 前年度から増額となったところでございます。それでは増減の主なものにつきまして御説明をい たします。まず1番上の町税でございますが、所得の増により市町村民税が伸びておりまして、 町税全体では、1,216万9,000円の増となっております。次に地方譲与税、また、利子割 交付金からの各交付金につきましては、多少の増減はございますが、その中で地方消費税交付金 につきましては、消費の回復が見込まれるということから、2,316万4,000円の増となっ ております。次に、地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、2,801万9,000 円の減となっておりますが、これは当初予算における財源調整によるものです。また特別交付税 の減につきましては、昨年度計上いたしました公立病院自家発電更新分の減によるものです。次 に、分担金及び負担金ですが、国営川辺川土地改良事業負担金等により、1,340万7,000

円の増となっております。次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、右に記載しておりま す補助金交付金等により、増となっております。最後に1番下の町債ですが、第2庁舎建設事業 及び中学校長寿命化改修事業などの財源として、合併特例債を借り入れることから、10億3,1 80万円の増となっております。次のページをお願いいたします。続きまして、歳出につきまし て御説明をいたします。まず義務的経費につきましては、人件費、扶助費、公債費いずれも減額 となりまして、全体で1億8,984万7,000円の減となっております。次に投資的経費です が、これにつきましても第2庁舎建設事業、それから中学校長寿命化改修事業、また台風14号 に伴う災害復旧事業などにより、12億9,108万1,000円の増となっております。次に、 その他の経費ですが、まず物件費につきましては、委託料におきまして、施設整備に伴う調査費、 また計画策定業務、コロナ集団接種委託料などの減により、2,958万5,000円の減となっ ておりますが、需用費におきまして電気料金の高騰、また備品購入費では、第2庁舎関連備品、 またその他使用料におきましては、中学校改修事業に伴う仮設校舎の賃借等もあり、物件費全体 では、1億3,369万5,000円の増となっております。次に補助費ですが、一部事務組合負 担金の減、また、国営川辺川土地改良事業負担金の減などによりまして、1億6,663万2,0 00円の減となっております。最後に投資出資貸付けにつきましては、前年度計上いたしました 病院事業負担金の減によりまして、1億434万8,000円の減となっております。以上で当初 予算の性質別分類比較表の説明とさせていただきます。続きまして、令和5年度一般会計予算書 の説明について御説明いたします。まず2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきま す。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。 第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為、債務を負担する行為をするこ とができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、地方自治法第230 条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債、地方債の起債の目的、限度額、起債 の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。第4条、地方自治法第235条の3第2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。第5条地方自治法第220条 第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次 のとおりと定める。(1)各項の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不 足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。9ページをお願いいたし ます。第2表債務負担行為補正、債務負担行為です。記載の事項におきまして債務負担行為の設 定をお願いするものでございます。詳細につきましては担当課より御説明いたします。次のペー ジをお願いいたします。第3表地方債です。令和5年度借入れ予定の事業につきまして、限度額、 起債の方法、利率、償還の方法について記載をしております。ここで144ページをお願いいた します。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。地方債の区分ごとに前々年度末及び 前年度末での現在高。また、当該年度中増減見込みと当該年度末での現在高見込額を記載してお ります。1番下の合計を御覧いただきたいと思います。中ほどでございますが、当該年度中起債 見込額が、18億6,600万円。また、当該年度中元金償還見込額が、11億2,476万4,0 00円となりまして、当該年度末での現在高は、121億5,348万1,000円となる見込み でございます。次14ページをお願いいたします。それでは歳入から、財政課所管分につきまし

て御説明いたします。2枠目の地方揮発湯譲与税、その下、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、 地方道路譲与税は、国税として徴収、徴収したものを一定の基準により、地方に譲与されるもの でございまして、国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願い いたします。1 枠目の利子割交付金から、最下段の地方消費税交付金まで。それから、次のペー ジをお願いいたします。 1 枠目のゴルフ場利用税交付金、その下、環境性能割交付金までの各交 付金につきましては、県税として徴収したものを一定の基準により地方に交付されるもので、同 じく国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次3枠目の地方特例交付金は、恒 久減税による地方税減収分について一部補填されるものでございまして、同じく国の地方財政計 画により計上をしております。次の地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、地方財 政計画により算出をし、今回の財源調整により計上したものでございます。その下特別交付税に つきましては、2億円を計上しております。次18ページをお願いいたします。目1総務使用料、 節1行政財産使用料は、使用を許可する行政財産の使用料で、主に、自動販売機設置に伴うもの でございます。次25ページをお願いいたします。下の枠の目1財産貸付け収入、節1土地建物 貸付け収入は、普通財産の貸付けに伴う現年度及び過年度分を計上しております。次の節2その 他普通財産貸付け収入は町で使用していない物品の貸付け収入分を計上しております。次のペー ジをお願いいたします。2枠目の目1不動産売払い収入、節1土地建物売払い収入は、費目存置 でございます。次に最下段の目1財政調整基金繰入金ですが、前年度の比較で、1億3,729万 8,000円の減となっておりますが、これは前年度に計上しました国営川辺川土地改良事業に関 わる負担金分の繰入れ分を、繰入れ分が減額になったものでございます。次のページをお願いい たします。1枠目の目6公共施設整備基金繰入金は、本年度予定しております公共施設個別施設 計画事業の一般財源相当分を、また次の目7減債基金繰入金は、同じく個別施設計画事業に関わ る地方債元利償還金のうち、交付税措置額を除く残り3割分について計上しております。次最下 段の目1繰越金では、前年度繰越金として3億円を計上しております。次29ページをお願いい たします。下の枠の目1総務債、節1臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により地方 債に振替られるものでございまして、地方財政計画により算出した額を計上しております。次の 節2総務施設除却事業債のうち、財政課所管分としましては、旧深田庁舎書庫解体工事分として、 4 7 0 万円を計上しております。合併特例債を充てるものでございます。次 3 7 ページをお願い いたします。続きまして歳出の説明をいたします。歳出につきましては主なものにつきまして、 御説明いたします。まず目4財政管理費ですが、財政課所管の職員の人件費のほか、節12委託 料におきまして、地方公会計に伴う財務書類の作成支援及び固定資産台帳システム保守業務の委 託料を計上しております。次のページをお願いいたします。目6財産管理費では、財政課所管分 としまして、旧庁舎及びその他普通財産、また公用車の維持管理に要する経費を計上しておりま す。次のページをお願いいたします。まず節12委託料で、上から二つ目公衆トイレ清掃委託料 は、財政課が所管する37か所の公衆トイレの清掃委託料。その下、財産管理作業委託料は、財 政課が所管する施設の除草作業委託料を計上しております。それから、下から二つ目、PCB収 集運搬委託料及びPCB処理委託料は、旧須恵庁舎解体工事により発生いたしました蛍光灯安定 器17個につきまして、高濃度PCBの含有が確認されましたので、その処分費を計上しており

ます。次のページをお願いいたします。節14工事請負費では、旧町、失礼しました、旧深田庁 舎書庫解体工事及び旧上庁舎解体に伴う電気配線切替え工事分として、645万7,000円を計 上しております。次の節17備品購入費では、公用車の更新に伴い、小型自動車1台、軽自動車 1台分を計上しております。次44ページをお願いいたします。1番下の目14基金費ですが、 説明欄の三つ目、公共施設整備基金積立金は、基金利子分を次の財政調整基金積立金は、基金利 子と前年度繰越金予算額の2分の1に相当する額を計上しております。次のページをお願いいた します。同じく積立金で、説明欄の二つ目、減債基金積立金は基金利子分でございます。次12 5ページをお願いいたします。公債費の目1元金及び目2利子につきましては、長期元金とその 利子、また一時借入金の利子を計上しております。次の予備費につきましては、前年度と同額を 計上しております。以上で歳出予算の説明を終わります。続きまして、133ページをお願いい たします。債務負担行為に関する調書でございます。債務負担行為として設定しております事項 ごとの限度額におきまして、前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源 内訳について記載をしております。このページから143ページまで記載をしております。次最 後になりますが、最終ページの145ページをお願いいたします。継続費に関する調書でござい ます。継続事業の第2庁舎建設事業及びあさぎり中学校長寿命化改修事業につきまして、令和4 年度末までの支出見込額、それから令和5年度末までの支出予定額について記載をしております。 以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) はい。続きまして総務課所管分の説明を行います。歳入予算でござい ます。16ページをお願いいたします。1番下の枠で、目1交通安全対策特別交付金は、令和4 年度までの交付額により見込んだ額を計上しております。次20ページをお願いいたします。2 枠目の目1総務費国庫補助金、節2防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金は、歳出で説明し ます老朽危険空き家除却促進事業の補助金として受け入れるもので、補助率は2分の1でござい ます。次21ページをお願いいたします。下の枠で目1総務費国庫委託金、節1総務管理委託金 は、自衛官募集事務委託金を交付見込額で計上いたしております。次に22ページをお願いいた します。 2 枠目の目 1 総務費県負担金、節 1 派遣職員負担金は地方自治法に基づく県との職員の 相互派遣、いわゆる人事交流での本庁からの職員1名の給与に対する県から受け入れる負担金を 計上するものでございます。3枠目の目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金の説明欄、1 行目の権限移譲事務交付金は、令和4年度交付額に基づきまして、算定した額を計上しておりま す。次24ページをお願いいたします。下から2枠目目6消防費県補助金、節1消防費補助金は、 歳出で説明します球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を図る整備事業に 対する補助金を計上しております。補助率は3分の2でございます。次に25ページをお願いし ます。1枠目の目1総務費県委託金の節4選挙費委託金は、令和5年4月に予定されております 県議会議員一般選挙に係る県委託金を計上するものでございます。次29ページをお願いいたし ます。1枠目の目4、節1雑入では説明の欄の6行目の雇用保険個人負担金、その下の職員健診 個人負担金は、収入見込額を計上するものでございます。それから下から5行目で県派遣職員住 居借り上げ負担金は、派遣職員からの住居負担金を計上するものでございます。その下、派遣職

員人件費は、令和5年度から職員1名を派遣します熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れ る、職員の人件費でございます。その下国派遣職員住居借り上げ負担金は、国派遣職員からの受 住居負担金を計上するものでございます。次に下の枠で1枠目の目1総務債、節2総務施設除却 事業債6,830万円のうち総務課分としまして6,360万円を旧東庁舎の解体工事に充てるた め、合併特例債を借り入れるものでございます。その下節3調査建設事業債は、第2庁舎の建設 工事等管理業務に充てるため、合併特例債を借り入れるものでございます。次に30ページをお 願いします。中ほどで目6消防債、節1消防施設事業債は、消火栓工事負担金5基、消防積載車 3台、小型動力ポンプ3台の導入に係る事業費に充てるため、過疎債を借り入れるものでござい ます。その下、防災基盤整備事業債は貯水機能付給水管設置工事負担金2か所及び設計業務負担 金。また、マンホールトイレ工事負担金1か所、それから防災備蓄倉庫を購入2基について起債 を借り入れるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出予算の説明を行い ます。32ページをお願いいたします。まず、令和5年度の職員数及び給与費について説明いた します。令和4年度の退職また令和5年度を採用はともに7名で令和5年度の職員数は、182 名となるものでございます。また、令和5年度の再任用職員は、11名を任用するものでござい ます。令和5年度におきましては、県の人事交流及び県の研修派遣、熊本県後期高齢者医療広域 連合とくま川鉄道再生協議会に、それぞれ合わせて計4名を派遣し、県からの人事交流、球磨郡 介護障害認定審査会にそれぞれ1名の派遣を受け入れることとしております。以上の職員の給与 費については、配置する各会計各科目に計上していることから、各会計各科目での給与費の説明 は省略させていただきます。それでは、歳出の主なものにつきまして目1議会費から説明いたし ます。議会費は、おおむね前年度と同様の議会運営予算の組立てとなっております。33ページ をお願いします。上の枠で節17の備品購入費は、会議システム用のリチウムイオン電池の購入 費を計上しております。 2 枠目の一般管理費では、前年度比較で1億7,045万2,000円の 減となっておりますが、主な要因としましては次の34ページ、お願いします。節3説明欄の上 から4行目。退職手当組合負担金について定年延長により定年退職者が出ない年度、これは令和 5年、7年、9年、11年、13年度になりますが、この年度につきましては特例措置で負担金 が4分の1となることから、1億円程度の減となっております。次に35ページをお願いします。 節12の説明の欄、5行目の区長業務委託料は、53地区の区長の委託料を計上しております。 その下、節13使用料及び賃借料の説明の欄、4行目の住宅借上料は、派遣職員の負担軽減を図 る図るため派遣における住居として使用する経費を計上しております。その下、人事管理、人事 評価システム使用料は、人事評価に関する管理システムに係る経費を計上しております。その下、 節18負担金補助及び交付金の説明の欄、1番下の行の派遣職員負担金は、人事交流により受け 入れる県職員の給与に係る負担金の見込額を計上するものでございます。その下、目2文書管理 費は前年度の実績により計上するものでありますが、次の36ページ、最上段、節1報酬の文書 配達報酬は、3名の会計年度任用職員分を計上するものでございます。節10需用費の消耗品費 において旧町村書類保管用のイージーキャビネット代も計上しております。次38ページをお願 いいたします。目6財産管理費では庁舎など所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績か ら見込んだ額を計上しております。節10需用費、電気料は、総務課分としまして、1,128万

円のうち本庁舎、福祉センター、第2庁舎分としまして、915万6,000円を計上するもので ございます。次40ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料、説明の欄、下から2 行目の職員駐車場借地料は、第2庁舎建設期間中に旧東庁舎を解体し、旧東庁舎を解体するため、 その期間中、職員の駐車場が不足するために役場近くのくま川鉄道南側の民有地、約2,000平 米の借地料6か月分を計上するものでございます。その下、節14工事請負費で7,345万7, 000円のうち、総務課分としまして旧東庁舎の解体工事として、6,700万円を計上するもの でございます。次に、節18負担金補助及び交付金の下水道受益者分担金は、第2庁舎建設に伴 う分担金を計上するものでございます。次に43ページをお願いいたします。目9支所費は支所 運営に要する経費を計上しております。その下、目10公平委員会は、前年度と同額でございま す。その下目11交通安全対策費は節12委託料で交通指導員の業務委託料を計上しております。 節14では、道路中央線や路側帯などの白線の引き直しやカーブミラー等の設置に係る工事請負 費を計上いたしております。44ページをお願いいたします。目12防犯対策費でございますが 節10需用費では、防犯灯及び防犯カメラの維持管理経費を計上しております。節14工事請負 費は通学路等への防犯灯の整備費、節18負担金補助及び交付金は、行政区からの申請に対応す る防犯灯設置助成金、その下、令和5年度からの事業としまして、老朽危険空き家除却促進事業 補助金としまして、5件分を見込み計上いたしております。目13諸費では、説明欄記載の各負 担金を計上するものでございます。説明の欄の一行目人吉球磨広域行政組合負担金運営費は、人 件費分として1,800万、1,800万円程度の減額計上となっております。最後の行の人吉高 校創立100周年記念事業補助金は、球磨郡町村会と人吉市で補助が決定された額を計上してお ります。次47ページをお願いいたします。最下段の目21庁舎建設費は、節11役務費で完了 検査に係る手数料。次の48、失礼しました。48ページ節12は、継続費の委託料、庁舎の乙 E B 認証関連としましてベルス認証委託料を計上いたしております。 節14は、第2庁舎建設に 係る県防災ネットワークシステムの機器や震度情報システム、防災ラジオ操作移設に係る工事請 負費、また継続費の工事請負費を計上しております。節17備品購入費は、第2庁舎の執務室、 書庫などの机や椅子、キャビネット棚などの購入費を計上するものでございます。次53ページ をお願いいたします。1枠目、目1選挙管理委員会費及び、その下目2選挙啓発費は、毎年、経 常的に要する経費を計上いたしております。目3の県議会議員一般選挙費と次の54ページ、目 4 町長選挙費は、令和5年4月に予定されます選挙執行に係る経費につきまして、前回の実績を もとに積算した額を計上いたしております。その下参議院議員通常選挙費につきましては、廃目 でございます。次56ページをお願いいたします。2枠目、目1監査委員費は昨年度と同様の運 営内容で必要経費を計上しております。次に101ページをお願いいたします。3枠目、目1消 防総務費は説明欄記載の負担金を計上しております。上球磨消防組合負担金が812万円の減額 となっております。これは整備負担金などの減によるものでございます。次に、102ページを お願いします。目2非常備消防費では基本団員、556名の報酬と消防団に要する経費を計上し ております。節17備品購入費におきまして消防積載車3台、小型動力ポンプ3台、消防ホース や消火栓格納箱の更新費用を計上しております。なお令和5年度は消防ラッパ吹奏大会が開催予 定となっております。目3消防施設費では、例年同様、施設の維持管理費にかかる費用を計上し

ております。次103ページをお願いします。節14工事請負費では、防火水槽撤去工事と第1 2分団一部詰所の改修工事費用を計上しております。節18では、消火栓設置5基、消火栓設置 5基の負担金を計上しております。目4防災管理費では、引き続き災害に強い安全で安心なまち づくりを推進し、地域防災計画を確実に実行するための予算を計上いたしております。令和5年 度におきましては、次の104ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料の説明の欄、 3 行目の機械借上料は、須恵川瀬地区の浸水排水対策として水中ポンプ等の機械借上料。1 番下 の行では防災物資の保管場所として防災倉庫の借上料を計上しております。次の節17備品購入 費は防災対策としましてコンテナ型防災倉庫2基、マンホールトイレ用建具10基、避難所用組 立てベッドをなどの購入費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、断水時の 飲料水を確保するための貯水機能付給水管設置に係る委託料と工事期2期分の負担金、令和5年 度は免田地区体育館ともみじ館を予定しております。その下の、その下は防災士会への活動補助 金、次の行では、マンホールトイレ設備設置負担金を計上しております。次に、給与費明細につ きまして説明いたします。126ページをお願いいたします。まず、特別職における給与費明細 でございます。各区分の職員数、給与費の総額及び前年度との比較は、表に示すとおりでござい ます。127ページをお願いいたします。次に一般職でございますが会計年度任用職員以外の職 員を、ここでは記載するものでございます。次128ページをお願いいたします。この総括表は 会計年度任用職員の給与費の額を記載するものでございます。次129ページをお願いいたしま す。給料及び職員手当の増減額の明細は前年度からの増減を事由別に分類し、記載するものでご ざいます。130ページをお願いいたします。130ページから132ページまでは給料及び職 員手当の状況につきまして各表に定める事項を記載するものでございます。以上で総務課所管分 の説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 土肥会計課長。

●会計課長(土肥 克也君) 次に、会計課所管分を説明いたします。25ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目下段の目2利子及び配当金は、各基金における運用利子を計上しております。基金の運用は、説明欄の財政調整基金から、次のページの森林環境譲与税基金までの一般会計基金と特別会計基金等を一括して運用するもので、令和5年度の運用益の総額は、2,877万5,000円と見込み、その総額を各基金の1日当たりの現在高により配分する額をそれぞれの基金利子として計上しております。28ページをお願いいたします。二つ目の枠目1町預金利子は、支払い準備金に余裕のある現金を運用する短期の定期預金利子を計上しております。次のページ、29ページをお願いいたします。1枠目の目4雑入の説明欄の一行目、各種保険料控除事務手数料は、職員の給与からの、各種保険料を控除する事務手数料として保険会社から受け入れるものでございます。次に、歳出を説明いたします。34ページをお願いいたします。総務費の目1一般管理費には、節の欄、最下段の節10需用費の消耗品費359万円のうち110万円を、印刷製本費80万1,000円を庁用の用度管理分として計上するものでございます。37ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費は、会計業務に係る予算を計上しており、会計課職員の給与費のほか、主なものとして、次のページ、38ページの節11役務費に金融機関における町税等の口座振替または窓口収納に係る手数料を、節13使用料及び賃借料に、

入出金管理事務で使用するネットバンクサービスの使用料を計上しております。次の節18負担 金補助及び交付金には、指定金融機関から会計課窓口に発出されている職員の人件費に係る負担 金を計上しております。以上で、会計課所管分の説明を終わります。

- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。まず説明に先立ちまして、企画政策課から議案関係一式 のフォルダに掲載しております資料が1点ございますので、お知らせしておきます。第2次あさ ぎり町総合計画に基づく実施計画でございます。令和5年度から令和7年度までの3年分を作成 しております。御覧いただきたいと思います。続きまして、企画政策課所管分の説明をいたしま す。10ページをお願いいたします。第3表地方債です。申し訳ありません。10ページですか。 申し訳ありません。先ほど説明をいたしました第2次あさぎり町総合計画の実施計画に、をただ いまお送りいたしました。後で御覧いただければと思っております。では続きまして、企画政策 課所管分の説明をいたします。10ページをお願いいたします。第3表地方債です。番号19の くま川鉄道災害復旧事業です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のと おりでございます。くま川鉄道の令和5年度分の災害復旧事業費は、総額事業費14億6,000 万円うち2分の1を国費、残り2分の1を熊本県と10市町村で折半して、10市町村分の負担 額が3億6,500万円となります。これを安定化補助金の割合で算出いたしましたあさぎり町の 負担額は7,936万4,000円で、うち災害復旧事業債が7,930万円となるものでございま す。20ページをお願いいたします。続きまして、歳入を説明いたします。2枠目、目1総務費 国庫補助金、節3デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化、共通化 に伴う事業に対する補助金です。その下、節4特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域 づくり協同組合の事業費に対し、国から4分の1が交付されるものです。22ページをお願いい たします。最下段の枠、目1総務費県補助金の節1総務管理費補助金は、説明の2行目、土地利 用規制等対策費補助金につきましては、国土利用法で1万平米以上の土地の売買の取引があった 場合に、県に届ける義務がございます。その事務費分をその事務費分の補助金になります。その 下、生活交通維持活性化総合交付金は、町内を走っております路線バスの赤字補てんに対しての 補助金となるものでございます。25ページをお願いいたします。上の枠、目1総務費県委託金、 節1統計調査費委託金ですが、令和5年度に実施される各統計調査の委託金になります。26ペ ージをお願いいたします。二つ目の枠、目2物品売払い収入は、テレビ放送の難視聴対策として、 機器の売払い収入でございます。三つ目の枠、目1指定寄附金、説明の上段、ふるさと寄附金で すが、昨年度と同額の2億円を計上しております。その下、企業版ふるさと寄附金につきまして は、例年同様の額を計上しております。27ページをお願いいたします。上の枠、目2まちづく り基金繰入金、節1まちづくり基金繰入金は、昨年度と同額を計上しております。その下の欄、 目3ふるさと基金繰入金につきましては、昨年度と同額の1億3,000万円を繰入れ、寄附者の 意向に沿うように早期に活用したいと考えているところです。その下の欄、目4まちひとしごと 創生推進基金繰入金は、令和4年度企業版ふるさと寄附をいただきました額のうち70万円を計 上しております。29ページをお願いいたします。上の枠の目4雑入、節1雑入、説明の4行目、 くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金です。あさぎり町から派遣しております職員分につ

いて、関係市町村から負担金を受け入れるものです。30ページをお願いいたします。目8災害 復旧費、節2その他公共施設公用施設災害復旧事業債は、くま川鉄道災害復旧事業費のあさぎり 町が負担します7、936万4,000円のうち7、930万円を災害復旧事業債として借り入れ るものです。36ページをお願いいたします。歳入につきまして、主なもののみを説明させてい ただきます。目3文書広報費、節10需用費の印刷製本費ですが、毎月5,400部を発行してお ります広報あさぎりの印刷経費です。節11役務費は、町で管理しておりますドローンの経費と しまして、講習の受講費や機体の点検、保険料などを計上しております。その下、節12委託料 のホームページ管理委託料は、ホームページのサーバー等を含む管理委託料になります。メール 配信システム委託料は、メール、ライン、ツイッター防災行政無線情報、外部アプリなどと連携 させるシステムの維持管理委託料になります。40ページをお願いいたします。中ほどの欄、目 7企画振興費です。節1報酬は、まちづくり審議会委員報酬20名分で、総合計画案の諮問答申 などと、合併20周年記念事業に関する会議分を合わせ、8回を計画しております。その下、会 計年度任用職員は、職員の産休の代替職員分です。地域公共交通会議委員報酬につきましては、 主にデマンド交通の停留所やルート変更等の会議を予定しているものです。41ページをお願い いたします。節10需用費の消耗品ですが、町内の団体に美化パートナーをお願いしております。 町が管理する道路、公園、河川、公共施設等の美化活動をされております。現在10団体ありま して、掃除用具などを支給しておりますので、その経費となります。節12委託料の総合計画策 定業務委託料は、トータルシステムの構築、次期計画に係る資料の作成などに対する必要経費を 計上するものです。節18負担金補助及び交付金ですが、説明の2行目、地方バス運行等対策補 助金は、町内を走る路線バスの赤字補てん分の補助金でございます。昨年度の実績額で計上して おります。下から4行目のくま川鉄道経営安定化補助金は、昨年度実績で計上しておりますが、 本年度は、部分運行が開始され、1年を経過していないことから、変更が想定させさ、申し訳あ りません。変更が想定されるため、分かり次第、補正予算でお願いすることとなると思います。 1番下の行、スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、スマートインターチェンジエ 事負担金の公債費分を負担するものです。42ページをお願いいたします。説明の一行目、くま 川鉄道再生協議会負担金は、派遣職員の人件費分になります。その下の欄、目8電子計算費です。 職員が使用しているシンクライアント機器及び行政電算システムの管理費を計上しています。節 12委託料の一行目、電算システム改修委託料には、番号制度に関する総合行政システム改修費 用及び地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る経費になります。節13使用料及び賃 借料は、各端末の業務履歴やコードログを監視、インシデント発生後にも過去歴が追及可能とな る記録管理システムも含まれています。節17備品購入費ですが、郵送などでお配りする発着ハ ガキに圧力をかける機器を購入する費用になります。節18負担金補助及び交付金の3行目、自 治体間中間サーバープラットフォーム利用負担金は、マイナンバーに係る全国プラットフォーム システムの負担金になります。44ページをお願いいたします。1番下の欄、目14基金費、説 明の1番上、ふるさと基金積立金は、ふるさと寄附金2億円とその利子、次のまちづくり基金積 立金は利子分を積み立てるものです。次のページをお願いいたします。上から3行目、まちひと しごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附金とその利子を積み立てるものです。目15

地域情報通信基盤整備推進事業費は、光ファイバー、地デジの再送信、IP告知システムの管理 費用を計上しております。1番下の欄、目17ふるさと寄附対策費は、46ページにかけまして、 歳入でふるさと寄附金2億円を計上しておりますが、それに対します返礼品の購入、発送の費用 となります。46ページをお願いいたします。二つ目の欄、目18地方創生費は、総務省の外部 専門人材制度を利用し、任用いたしました地域プロジェクトマネージャーの人件費などが主なも のになります。節7報償費は、まちひとしごと推進会議2回分の委員さんの謝金を計上しており ます。47ページをお願いいたします。1番上の欄、節18負担金及び交付金、説明の特定地域 づくり事業推進交付金は、事業協同組合の派遣職員人件費、事務局運営費に対しまして交付する ものです。その下、目19地域おこし協力隊費、このうち節12委託料は、説明の一行目地域お こし協力隊活動支援委託料は、あさぎり商社で活動しております協力隊員の人件費、管理費など で、あさぎり商社への委託となります。次の欄、目20総合戦略費です。町長が政策を執行する、 していく上での必要な経費をこの費目で計上しております。夜間会議等などの時間外手当、先進 地研修事業打合せなどに要する普通旅費、書籍の購入等の消耗品を計上しております。48ペー ジをお願いいたします。二つ目の欄、目22デジタル推進費です。節1報酬は、デジタル推進協 議会4回分の委員報酬となります。節7報償費では、一昨年度の総務省の地域情報がアドバイザ ー派遣事業で、光基盤の民設民営化の検討を引き続き行うため、講師派遣に伴う謝金を計上して おります。また、地域のデジタル化をはじめ、民間地域社会デジタル化の推進を図るため、デジ タル人材申し訳ありません。デジタル専門人材のアドバイザー派遣に伴う謝金を計上しておりま す。次に節8費用弁償は、デジタル推進協議会委員の費用弁償となります。また、普通旅費は、 今後、本町でも自治体や地域社会のデジタル化を推進するため、先進地視察研修を実施したく、 職員の旅費を計上しております。節12委託料では、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に 掲げられた各種の施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した計画を 作成するための費用を計上しております。節14工事請負費は、旧上保健センターのテレワーク 拠点施設に伴います光回線工事を計上しております。54ページをお願いいたします。下の枠、 項5統計調査費です。目1統計調査費、申し訳ありません。目1統計調査総務費から56ページ までになりますが、歳入で説明いたしました各統計調査の委託金にみなう予算を計上していると ころです。本年は住宅土地統計調査が本調査の年となっております。124ページをお願いいた します。目1その他公共施設公用施設災害復旧費、節18負担金補助及び交付金は、冒頭地方債 のところでも説明いたしましたが、くま川鉄道の令和5年度の災害復旧事業費で、総額7億3,0 00万円。申し訳ありません。町が負担いたします7億3,000万円を申し訳ありません。町が 負担いたします7,936万4,000円を計上しているものです。以上で、企画政策課所管分の 説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 説明の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分 再開 午前11時13分

◎副議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) 農業委員会所管分について説明をいたします。まず歳入 から行います。19ページをお願いいたします。1枠目、最下段の目4農林水産手数料の節1農 業手数料、1行目の耕作証明等手数料につきましては、農家の耕作面積の証明や、農家台帳の証 明等の発行に対する手数料になっている、なっております。次に24ページをお願いいたします。 2段目の目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金、説明の欄の農業委員会費、農 業委員会交付金につきましては、農業委員会等に関する法律第2条において、農業委員会の活動 を支援するものとして交付されるものになります。その下、機構集積支援事業補助金につきまし ては、担い手への農地集積集約化を推進するため、農地の貸借及び利用状況調査等に係る費用、 委員の資質向上のための活動費などに対して補助されるものになります。その下、農地利用最適 化交付金につきましては、委員の活動実績と成果実績に応じた交付金で、担い手への農地集積や 遊休農地の解消活動などを対象に算定されて交付されるものになります。この交付金は、委員報 酬の能率給と委員タブレットの通信費用等に充てることになります。その下、国有農地管理処分 事業事務取扱い交付金につきましては、深田地区の国有農地に対して、事務管理費用として交付 されるものになります。続きまして28ページをお願いします。3枠目の2段目の目2農林水産 費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入。説明の欄、農業者年金受託事業収入につきま しては、独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金の業務を行う市町村に対し て交付されるものになります。その下、農業公社受託事業収入につきましては、熊本県農業公社 から委託を受けて行う農地の売買事務等に対して交付されるものになります。その下、節2農業 費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入につきましては、農地中間管理機構から事務委 託を受けて、農地の貸借等に係る事務費になります。次に29ページをお願いいたします。1枠 目の目4雑入、節1雑入、説明の欄、下から6番目情報活動交付金につきましては、全国農業新 聞の普及活動に対しまして交付されるものになります。以上で歳入は終わります。次に、歳出を 説明します。77ページをお願いします。3枠目、目1農業委員会費、節1報酬の農業委員報酬 につきましては、委員26名分の報酬になります。基本給と能率給を合わせた額で、農業委員会 交付金と農地利用最適化交付金の額に応じた支給になります。その下、会計年度任用職員報酬に つきましては、農地貸借の利用権設定や売買、総会や土地利用状況調査に関する資料作成業務の 事務補助になります。最下段、農業委員候補者評価委員報酬につきましては、令和6年4月に任 期を迎える農業委員の改選に当たり、候補者評価委員会が必要になり、その委員報酬になります。 78ページをお願いいたします。次に、節8旅費の費用弁償につきましては、各種研修等の費用 弁償と3年の任期中に管外研修を行うこととしており、今回、昨年中止とした研修を計画してい るものになります。節11役務費の通信運搬費につきましては、委員のタブレットの通信費にな ります。3段目の遊休農地調査手数料につきましては、遊休農地利用状況調査時に支払われるも のになります。節12委託料につきましては、農地台帳システムの保守業務の委託料になります。 節13使用料及び賃借料につきましては、2段目のソフトウエア使用料について、タブレット端 末の使用に必要なソフトの使用料になります。3段目と4段目の使用料は、それぞれ、農地地図 情報システム等農地台帳システムの使用料になります。次の枠、目2農業者年金事務受託事業費 につきましては、農業者年金基金からの受託事業として、事務に必要な経費を計上するものにな

ります。83ページをお願いいたします。2枠目、目11農地中間管理事業費、節1報酬の会計年度任用職員報酬、節3職員手当等の会計年度任用職員期末手当、節4共済費の社会保険料につきましては、農地中間管理機構を通した農地貸借の事務費で農地の集積業務を行う職員分になります。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

- ◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。17ペ ージをお願いいたします。歳入になります。主なものについて説明を申し上げます。上段の枠、 目1農林水産事業費分担金、節1農地等災害復旧費分担金は、令和4年台風14号で被災した農 地の工事分担金になります。また、節2林業費分担金は、令和2年7月豪雨に起因した深田内山 地区裏山崩落の復旧における受益者分担金となります。次に下の枠、目3農林水産事業費負担金、 節1農業費負担金は、国営川辺川総合土地改良事業の完了に伴い、償還が始まり、始まることに なりますが、対象農家における一括償還を希望されている分の負担金となります。次のページを お願いいたします。目4農林水産使用料の農業施設使用料は、所管課で管理しております3つの 農業施設と、あさぎり薬草合同会社の薬草加工所使用料となっております。次のページをお願い いたします。上段の枠、目4農林水産手数料、節1農業手数料で、農業振興地域証明手数料とそ の下、林業手数料についても、町有林への入山手数料となります。21ページをお願いいたしま す。上段の枠、目7災害復旧費補助金の農林水産施設災害復旧費補助金は、台風14号で被災し た6か所分の国庫補助金を受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目4農林水産 業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金。それから中山間地域等直接 支払い制度推進費補助金。それから中山間地域等直接支払い交付金につきましては、令和5年度 計画に基づき計上しているところです。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、個 人1名、夫婦3組分と事業の推進費を合わせまして、また令和4年度から名称及び内容の一部変 更になりました枠内最下段の経営開始資金事業補助金として、個人3名、夫婦1組の補助金を計 上しているところです。また5段目の経営所得安定対策推進事業補助金は、地域再生協議会の事 務費となりますが、実績に基づき、歳出と同額を計上しております。次の多面的機能支払い制度 推進費補助金についても、事務に要する補助金ですが、令和5年度計画に基づき計上しておりま す。また多面的機能支払い交付金につきましては、国2分の1、県4分の1を合わせた4分の3 の額となっているところです。次の環境保全型農業直接支払い推進費補助金は、事務費分となり ます。また環境保全型直接支払い交付金は、環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金 で、令和5年度計画に基づき受け入れるものです。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主 食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと産地支援戦略作成に おける土地利用計画や地域振興策との調整など事務を進めるものです。また、農業農村整備事業 推進交付金は、団体営事業における清水地区排水路改修。それから、鍋塚放水路改修、黒田地区 排水路改修に伴い、国県補助分を受け入れるものです。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、 農業者が借入れた新型コロナ対策、ウイルス対策緊急支援資金に対する保証料について、県負担 分を受け入れるものです。次に節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金は、鹿、イノシシ、猿な どの捕獲に対するものとなります。次の造林事業補助金及び間伐等森林整備促進対策事業費補助

金は、例年どおり、予定見込額により計上しております。次のページをお願いいたします。上段 の枠、目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金で、2行目の国営事業継続地区推進調査 委託金は、農地利用状況調査分と作物生育等調査経費となります。次のページをお願いいたしま す。2段目の枠、目1不動産売払い収入、節2その他不動産売払い収入の素材生産売払い収入は、 町有林の間伐等の売払いにおける素材生産収入を見込んだものです。29ページをお願いいたし ます。上段の枠、目4雑入で、最下段の薬草加工場光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同 会社が薬草加工場を使用する際の施設光熱水費の負担金を受け入れるものです。30ページをお 願いいたします。目3農林水産業債の農業施設除却事業債は、所管する施設の解体工事に伴うも のとなります。また節 2 川辺川総合土地改良事業債につきましては、令和 4 年度末をもって事業 が完了し、償還が始まりますが、町の負担金に伴うものとなります。次の節4公有林整備事業債 につきましては、深田内山地区法面対策事業におけるものとなります。44ページをお願いいた します。歳出となります。歳出につきましても各費目の主なもの、新たなものについて説明をさ せていただきたいと思います。最下段の目14基金費、節24積立金で、20、次のページをお 願いいたします。1番上の枠、林業振興基金積立金とその下の森林環境譲与税積立金につきまし ては、債権分と預金利子分を積立てるものです。79ページをお願いいたします。目3農業総務 費となります。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが、節18負担金補助及 び交付金につきましては、例年どおりの負担額となっているところです。次のページをお願いい たします。目4農業振興費です。ここでは、農業振興における全般的な経費や各種補助金等を計 上しております。節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金は、JAと 折半し活動をしているものです。次の制度資金利子補給費補助金は、新型コロナ対策や令和2年 7月豪雨により必要となった資金の借入れに対するもので実績見込額により計上しているところ です。次の農業共済掛金補助金、それから有機農業推進補助金は、町の単独事業として関係農家 へ支援するものとなります。次の農業振興補助金は、新たな機械、農業機械施設整備の補助事業 として2,500万円と、国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者など農業を開始し た方々への支援事業として1,950万。生産経費の補填を行う補助金として、大豆の種子代全額 補助とライスセンターの乾燥調整の半額を補助するものです。次に獣害対策事業補助金は、町の 単独事業として、農家が農家の方が実施する電気柵などの整備に対し、3分の1の補助により、 実施をするものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者に対する補助金として 歳入で説明を申し上げましたが、個人1名、夫婦3組分を計上しているところです。あわせて枠 内最下団の経営開始資金事業費補助金は、令和4年度より農業次世代事業から名称及び内容を一 部変更する形で、新たに出来た事業ですが、こちらも新規に個人3名と夫婦1年分を、計上する ものです。また戻りますが、農業支援センター運営負担金につきましては、引き続き大型特殊免 許など農業関連に係る免許取得補助と新たなトラクターの購入費を含む部分で運営費を合わせて、 予算を計上しているところです。次に目5農業経営基盤強化促進対策事業費になります。総合農 政協議会を年1回予定をしておりますが、32名分の経費を計上しておるところです。次のペー ジをお願いいたします。上段の節18、負担金補助及び交付金の認定農業者協議会補助金及び次 の認定農業者女性の会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下における、令

和4年度の活動実績と予算を勘案した額での計上としており、しております。次に、目6農業後 継者育成指導費です。ここには令和2年度より実施をしております、あさぎり中農業体験ラボの 経費を計上しております。また節12委託料の学童農園委託料と節13使用料及び賃借料の学童 農園土地借上料は、農協JA青壮年部あさぎり支部で各小学校区単位で借り上げをした農地へ作 物等を作付及び管理をいただいており、その委託料と土地借上料を計上しておるところです。次 に目8水田農業経営確立対策事業費になります。水田活用に係る推進費などとなっております。 節18負担金補助及び交付金で、地域再生協議会補助金につきましては、県補助金と経営所得安 定対策推進事業補助金として受入れ、同額を推進費補助金として、地域農業再生協議会へ支出す るものです。また需要適合再生生産推進事業費補助金は、歳入で説明をしました水田産地化総合 推進事業費補助金から、16万7,000円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作 成における土地利用計画や地域振興策との調整などを検討するものです。次の目9農業施設管理 費につきましては、農林振興課で所管している、町内の農業施設、農業公園等の管理経費と薬草 加工場の管理経費を含め、予算を計上しておるところです。次のページをお願いいたします。節 12委託料で、農産加工センター指定管理委託料と岡原農産物処理加工施設指定管理委託料につ きましては、契約額で計上をするものです。また、天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を 守る会に対する年間維持管理委託料と公園内における遊歩道における花菖蒲側の土砂の流出を防 ぐためのブロックの設置と破損している池の水止め設備の設置における委託料を合わせたものと なります。また節14工事請負費は、所管する施設の除却における五つの解体工事に要する経費 となります。次に目10畜産事業費になります。前年度並み予算並みの計上となっておるところ です。83ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、下から3行目の畜産振 興事業補助金ですが、優良家畜導入保留事業について、一部拡充をしておりますが、ヘルパー事 業など全体予算額は前年度とほぼ同額として計画をしているところです。また目12農業振興地 域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域の計画 策定、変更などを行っておりまして、年2回の会議を計画しているところです。また、節12委 託料の農業振興地域整備促進計画策定業務委託料につきましては、農業振興地域計画について令 和6年度に全体見直しとなっておりますが、本調査前2年間で基礎調査、それから整備計画書の 策定と県との協議を行う必要があり、その分の予算ということになります。次の目13中山間地 域等直接支払い制度事業費につきましては、あさぎり町内40集落で中山間地域等直接支払い制 度に取り組まれておりますが、その推進協議会の委員の報酬と交付金の予算を計上しておるとこ ろです。84ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払 い交付金を交付対象農用地に係る予算を計上しておるところです。次に、目14多面的機能支払 い制度事業費です。予算につきましては、推進補助金を使った事務費となり、交付金になります。 節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払い交付金の農地維持資源向上共同交付金と資源向 上の長寿命化交付金は、町を一本化し、広域協定運営委員会により事業を進めているところです。 次に、目15環境保全型農業直接支払い制度事業費となります。この事業は取組が見込まれる化 学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減し、あわせて緑肥の作付や堆肥の 施用、有機農業への取組を予定している18件の活動に対し、節18の負担、活動に対し、計上

しているところです。次に、目16農地費になります。節10需用費の修繕料は、農業用用排水 路や農道の維持管理など修繕等が必要となるものに対して計上しているものです。85ページを お願いいたします。上から節12委託料は、団体営事業で行う三つの改修工事に伴う、設計委託 料を計上しておるところです。節13機械借上料は、土砂溜め等の浚渫のため、3か所分の経費 などになります。また節14工事請負費につきましては、清水地区排水路改修及び黒田地区排水 路改修と単独事業分を含む工事請負費となります。また、節16公有財産購入費につきましては、 鍋塚放水路の改修に伴い、用地買収が必要となりますが、概算での経費ということになります。 次の節18負担金補助及び交付金の土地改良区負担金につきましては、4つの土地改良区におい て水路の維持管理や防災機能などを含めて負担をしているところです。次に、目17川辺川総合 土地改良事業費になります。節18負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営費補助金は、 平成30年度より関係市町村における造成団地の農用地面積の割合で補助するもので、賦課面積 181.3ヘクタールのうち、あさぎり町は55ヘクタールということになっております。また次 の国営川辺川総合土地改良事業負担金につきましては、令和4年度末をもって事業の完了となり ますが、令和4年度中に予納という形で全体額の9割分の支出を行いますが、令和5年度におい て納付すべき事業費の確定後の1割分の町負担分と農家負担分ということになります。86ペー ジをお願いいたします。最上段の川辺川地区水利施設管理強化事業負担金は、川辺川関連におけ る今後の管理運営業務委託を昨年9月議会で承認をいただきましたが、錦町への負担分というこ とになります。87ページをお願いいたします。目1、林業総務費になります。ここでは、主に 人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の各種団体負担金を計上しております。節1の会計 年度任用職員報酬は、森林経営計画が認定されていない私有林、私有林所有者に対し今後の経営 方針の意向を確認し、経営管理を町へ委託したい所有者等に、新たな森林管理システム実施の意 向調査を行うため、会計年度任用職員1名の経費を引き続き計上しておるところです。次に節1 2 委託料の町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託しているものと なります。また出生祝い用木製贈答品作成委託料は、森林環境譲与税を活用し、木材使用促進と 木と触れ合い、興味を持っていただくことを目的に木工加工の事業を手がけられている町内在住 者及び町内出身の方2名の方に木製品の作成をいただき、出生届けがあった際に令和2年度より 提供をすることとしているものです。次の木製額縁製作委託料につきましては、金婚式関係の表 彰状に加え、合併20周年記念式典用を含めて作成をするものです。次の節18負担金補助及び 交付金は、会費や負担金を計上しているところです。88ページをお願いいたします。上段の枠、 中ほどの緑の少年団助成金は、上小学校、岡原小学校、須恵小学校の3つの緑の少年団に対する 助成金で、直接交付されます県補助金6万円と町助成金と合わせ、活動をいただいておるところ です。次に目2林業振興費、節11役務費の森林経営管理保険料、及び節12委託料の森林経営 管理委託料は、森林管理法に基づき私有林における保険と伐採等、間伐等を行うものとなります。 節18負担金補助及び交付金のシイタケ生産促進事業補助金は、原木や種駒の購入に際し2分の 1の助成を行うもので、近年の実績に基づいて計上する、したものとなります。次の林業活性化 協議会補助金は、町の林業を初め産業が活性化するための活動を行っているもので、町産材を使 った新商品の開発や手仕事展の開催など定期的な会合をしながら事業を行っているところです。

また次の森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、昨年9月に補正をお願いした事業ですが、 事業内容として荒廃が進む竹林の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援される もので、令和3年度から令和5年度まで要望のあったか所を整備するあさぎり町放置竹林再生協 議会に対し、国県の補助とあわせて、町の支援を行うものです。次の目3公有林整備事業費です。 町有林の間伐、下刈り、人工造林などを行う経費の計上が主なものとなります。昨年度との比較 といたしましてはほぼ同様の面積を実施予定ですが、造林事業においては、本年度に実施してい る旧上中学校分収林地へのヒノキの造林を計画しているところです。次の節11役務費の組合手 数料は、販売予定金額の5%、それから市場手数料は、素材販売額の6%を計上しているところ です。89ページをお願いいたします。上から節12委託料の素材生産委託料、造林委託料の合 計で、1億700万円を予定しており、歳入側で素材生産売払い収入と造林事業補助金を合わせ ますと、1億1,300万円を予定しており、その差、差引き額、600万円程度を見込んでいる ところです。節14工事請負費費につきましては、深田内山地区における法面対策事業となりま す。また節15原材料費につきましては、令和5年度における植樹祭に要する経費ということに なります。次に目4林道維持費です。節10需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し、林道 の路面の破損が著しいか所を保全するものです。次の節11役務費の林道システム保守料は、町 内総延長119キロに及ぶ林道台帳の保守料となります。また節13使用料及び賃借料の機械借 上料は、林道の簡易的な路面補修や封土、封倒木等の撤去に係る機械借上料となっております。 また節14工事請負費は、林道災害復旧事業における復旧か所において、防護柵の設置が必要と 判断されるか所への設置を森林環境譲与税を財源として行うものです。次に、目5鳥獣害、鳥獣 被害防止事業費になります。あさぎり町内の鳥獣駆除隊に対しまして支援を行い、町内の鳥獣被 害防止に努めている予算ということになります。節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補 助金は、町内に5つの駆除隊がありますのでその駆除隊に対するものとなります。次に有害鳥獣 被害対策、被害防止対策協議会補助金は、町で設置している有害鳥獣被害防止対策協議会への補 助金。また有害鳥獣捕獲補助金は、鹿、イノシシ、猿、カラス、アナグマを捕獲頭数に応じて交 付するものです。捕獲目標頭数を鹿700頭、イノシシ300頭、サル40頭、カラス300羽、 アナグマ70頭としているところです。次のページをお願いいたします。目1水産業総務費とな ります。球磨川漁協稚魚放流事業委託料として30万円を計上しているところです。町内の中小 河川への上流にヤマメの稚魚の購入をお願いし、しております。その分の委託料ということにな ります。124ページをお願いいたします。2段目の目1農地災害復旧事業費の節12委託料及 び節14工事請負費は、台風14号で被災した農地2か所を含む6件分の経費ということになり ます。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

- ◎副議長(森岡 勉君) 深水商工観光課長。
- ●商工観光課長(深水 昌彦君) はい。それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。18ページをお願いします。歳入です。中ほど、目5商工観光使用料は、商工コミュニティーセンター使用料及び、JAくまあさぎり支所免田店の家賃収入を受け入れるものでございます。21ページをお願いします。1枠目、目4商工観光費国庫補助金、説明欄のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、人吉球磨観光地域づくり協議会の地方創生交付金充当事業への交

付金としまして2年間延長分の令和5年度分について受け入れるものでございます。充当先につ きましては観光費負担金補助及び交付金の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金となっておりま す。27ページをお願いします。1枠目、目5産業活性化繰入金につきましては歳出に計上して おります農業支援センター運営費1,611万9,000円。農業支援センター機械購入費487 万円。商工業振興補助金1,500万円の財源として基金より繰り入れるものでございます。29 ページをお願いします。1枠目、目4雑入、節1雑入の説明欄、上から3番目の商工コミュニテ ィセンター電気料につきましては、くま川鉄道及びJAくまあさぎり支所免田店より電気料とし て受け入れるものでございます。次のページをお願いいたします。目4商工観光債、節1販路拡 大事業債は、あさぎり商社で実施します販路拡大事業への財源として借り入れるものでございま す。45ページをお願いします。歳出になります。主なものについて説明いたします。最上段の 項1、目14基金費、産業活性化基金積立金は、歳入で受入れました基金利子について積み立て るものでございます。90ページをお願いいたします。2枠目、目1商工総務費、節1報酬及び 節8費用弁償につきましては、鉄道沿線活性化推進委員会報酬及び費用弁償として計上しており ます。前後しますが節3職員手当と最下段の時間外勤務手当につきましては、各イベント時の時 間外勤務手当を計上しております。次のページをお願いします。節18負担金補助及び交付金の 主なものとしまして最上段が、昨年1昨年同額の商工会補助金を計上しております。4行目の店 舗改装事業等補助金は対象工事60万円以上の工事費の3分の1を助成するもので、限度額が1 00万円となります。その下、住宅リフォーム等補助金は、新増築及びリフォームにかかる20 万以上の対象事業につきまして、その10%を補助するものでございます。7行目の地域イベン ト等補助金につきましては花菖蒲まつりほか4つのイベントに対する補助金を計上しております。 その下、販路開拓事業強化補助金、強化事業補助金につきましては、あさぎり商社で実施します 販路開拓事業として交付するものです。その三つ下、おまけつき商品券発行事業補助金につきま しては物価高騰による経済の落ち込み等の軽減を図るものとして計上しております。その下、商 工業振興補助金につきましては機械設備等の導入の2分の1を補助するものでございます。上限 が50万円となっております。続きまして目2商工施設費、節10需用費、電気料につきまして は商工コミュニティセンターとくま川鉄道JAあさぎり支所免田店や商店街の街路灯の電気料を 計上しておるところです。同じく需用費の修繕料につきましては商工コミュニティセンターや商 店街街路灯の修繕分につきまして計上しております。節12委託料、施設管理委託料につきまし ては、商工コミュニティーセンターで平日午後5時から午後10時まで、土日祝日につきまして は、午前8時30分から午後10時までの施設管理を委託するものでございます。次のページを お願いします。1枠目、節17備品購入費につきましては商工コミュニティーセンターに設置し ておりますAEDの更新、サーマルカメラと会議用のテレビの新規の購入、音響機器の老朽化に 伴います更新を行うものでございます。続きまして2枠目、目1観光費、節10需用費、修繕料 につきましては観光施設ビハ公園、岡留売店、谷水薬師売店などの修繕料として実績をもとに計 上しております。節12委託料、おかどめ幸福駅売店指定管理委託料につきましては令和3年か ら5年間の委託料の3年目となります。次のページをお願いします。委託料の続きとしまして谷 水薬師周辺除草委託料は県道から薬師参道の除草の委託になります。その下ビハ公園キャンプ場

指定管理委託料につきましては、平成31年から5年間の委託契約の5年目となっております。その下、谷水薬師休憩所管理委託は、保存会に委託するものです。節13使用料及び賃借料花菖蒲公園トイレ借上料につきましては天子の水公園花菖蒲祭りの前後の期間を借り上げるものでございます。節18負担金補助及び交付金、最下段の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は令和5年度事業の町負担分として、ほか、それぞれの町負担分等について計上しております。2枠目、目1定住促進費、節1定住対策支援員報酬及び節3会計年度任用職員期末手当につきましては、結婚対策施設、結婚対策ほか施設管理をお願いする会計年度職員1名分について計上しております。次のページをお願いします。1枠目、節18負担金補助及び交付金、4段目、定住促進奨励補助金につきましては3年以上あさぎり町外からあさぎり町外に居住していた方が住宅を新築または中古住宅の購入、所有し入居し始めた70歳未満の方につきまして、70歳未満の新規移住者を対象に助成するものでございます。商工観光課所管の説明は以上になります。

◎副議長(森岡 勉君) 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。午後は13時30分からとなります。

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時30分

- ◎副議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。酒井建設課長。
- ●建設課長(酒井 裕次君) それでは、建設課所管分につきまして説明いたします。18ページ をお願いいたします。歳入でございますが、目6土木使用料、節1住宅使用料につきましては、 住宅管理戸数399戸における町営住宅使用料及び浄化槽使用料の見込みを計上しております。 21ページをお願いいたします。1枠目の目5土木費国庫補助金、節1納付管理費補助金で住 宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅における耐震化への支援とし まして、補助金を交付するものに対しての補助分を計上しております。次の節2道路橋梁費補助 金につきましては、道路の歩道整備、通学路安全対策、舗装補修、橋梁補修、法面改良及び自転 車道整備における補助金を計上しております。次の節3住宅費補助金につきましては、町営住宅 の長寿命化対策としまして、別府団地の改修工事に伴う補助金になります。目7災害復旧費補助 金、節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和4年度に発生しました町道及び河 川での5件の災害復旧工事における補助金を計上しております。次の22ページをお願いいたし ます。1枠目の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門1 9か所の管理委託金として受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目5土木費県 補助金、節1土木管理費補助金につきましては、国庫補助金と同様に住宅の耐震化支援に対する 補助金を計上しております。次の25ページをお願いいたします。1枠目の目2農林水産事業費 県委託金、節1農業費委託金で、清願寺ダム管理委託金につきましては、管理経費として所要額 の2分の1を受け入れるものです。次の目3土木費県委託金、節1河川費委託金につきましては、 県管理河川の堤防除草の委託金として受け入れるものです。29ページをお願いいたします。1 枠目の目4雑入、節1雑入で下から2行目の公営住宅火災共済機構住宅防災失礼しました、住宅 防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新におきまして、火災保険に加入してい

る当機構の補助制度を活用するものです。次の30ページをお願いいたします。目3農林水産業 債、節3農村地域防災減災事業債につきましては、清願寺ダムの防災事業における負担金の財源 としまして借り入れるものです。目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、歩道整備や道路 改良、舗装補修事業等の財源としまして、合併特例債、緊急自然災害防止対策事業債を借り入れ るものです。次の節2河川債につきましては、町管理河川の浚渫工事の財源としまして、緊急浚 渫推進事業債を借り入れるものです。目8災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債につき ましては、道路と河川における災害復旧事業の財源として借り入れるものです。86ページをお 願いいたします。歳出でございますが、目18清願寺ダム管理費につきましては、ダムの管理に 要する費用になりますが主なものとしましては節12委託料で、機械設備の保守点検や清掃、観 測業務の費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金で、清願寺ダム防災事業負担金 につきましては、堆積土砂の測量と施設及び機械設備の更新事業の負担金を計上しております。 清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和2年7月豪雨で堆積した流木と土砂 の撤去に要する負担金を計上しております。94ページをお願いいたします。下の枠の目1土木 総務費につきましては、職員給与と会計年度任用職員の報酬などを計上しているほか、住宅の耐 震化促進に関します補助金を計上しておりまして、次の95ページをお願いいたします。節18 負担金補助及び交付金で住宅建築物安全ストック形成事業補助金としまして、個人住宅における 耐震化支援事業で、国、県の補助を受けて交付するものですが、耐震診断や耐震改修と危険ブロ ック塀撤去分を計上しております。次の目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協 働事業に伴う支出としまして、道路や水路などの生活環境の改善に地域住民の皆さんが取り組ん でいただくときの費用になりますが、例年同様の予算を計上しておりまして、主なものとしまし ては、節13使用料及び賃借料で作業時に必要となる機械借上料、それから、節15原材料費で、 道路舗装に要する生コンなどの材料費を計上しております。次の枠の目1道路橋梁総務費、節1 2 委託料につきましては、道路台帳を修正するものでありまして、令和4年度に行いました道路 改良変更が生じた部分を修正するものになります。次の96ページをお願いいたします。節18 負担金補助及び交付金につきましては、各種協会や期成会の負担金になりますが、3行目で県工 事負担金につきましては、国道219号の側溝整備に伴う負担金としまして、事業費の15%を 負担するものです。次の目2道路維持費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましては、台 風による倒木処理や豪雨災害への休日における対応分として計上しております。節10需用費に つきましては、道路維持作業における消耗品や公用車の燃料費、町道や公用車の修繕料になりま す。節11役務費で、産業廃棄物処理手数料につきましては、道路維持作業で発生しました木材 やアスファルトがらを処分する手数料になります。登記手数料につきましては、道路改良に伴う 所有権移転など未登記分の処理としまして、司法書士に依頼するときの手数料を計上しておりま す。節12委託料で設計委託料につきましては、橋梁の補修設計で4橋分と、橋梁点検20キロ 分を計上しております。道路維持委託料につきましては、町道の除草業務を建設業者、シルバー 人材センター、農業支援センターに委託するものです。次の97ページをお願いいたします。上 段から道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員10名の派遣費用にな ります。節13使用料及び賃借料で、機械借上料につきましては道路維持補修時の建設機械の借

上料になります。仮設資材リース料につきましては、道路損壊の応急対応としまして敷き鉄板の リース料になります。節14工事請負費につきましては、舗装補修工事3件、橋梁補修工事2件、 法面改良工事1件、自転車道整備工事1件、防護柵設置などの道路維持3件の工事を予定してい るものです。節15原材料費につきましては、町道の維持管理における補修材料としまして、舗 装補修材、側溝の蓋などの資材を購入するものです。節17備品購入費につきましては、刈払機 3台を更新するものです。次の目3道路新設改良費、節13使用料及び賃借料につきましては、 工事実績情報システムでありますコリンズの使用料のほか、積算業務に使用するデータやシステ ムのリース料を計上しております。節14工事請負費につきましては、上地区の2路線での改良 工事になりますが、薬師堂線、柳別府岡原線を予定しているところです。次の目4道路改良費に つきまして、次の98ページをお願いいたします。節12委託料につきましては、歩道整備で黒 田古町線の補償費算定と通学路の安全対策で、免田中央通り線の用地測量を行うものです。節1 4 工事請負費につきましては、歩道整備及び安全対策の工事になりますが、免田地区で黒田古町 線、岡原地区で岡原免田線、永宮76号線を予定しております。節16公有財産購入費、それか ら節21補償補填及び賠償金につきましては、黒田古町線、免田中央通り線の用地取得と家屋な どの補償分を計上しております。次の枠の目1河川総務費につきまして、節12委託料で樋管操 作員委託料につきましては、球磨川の樋管19か所の管理委託になります。県河川除草委託料に つきましては、県管理河川7河川の除草について県から受託し実施するものです。水門操作委託 料につきましては、田頭川放水路の水門の管理分になります。節13使用料及び賃借料につきま しては、河川に堆積した土砂や流木の撤去などの機械借上料になります。次の99ページをお願 いいたします。目2河川改修費、節14工事請負費につきましては、町管理である準用河川の堆 積土砂を浚渫するものでして、宮原川と岡本川を予定しております。次の枠の目1公園費につき ましては、主に岡留公園の管理に要する費用になりますが、節10需用費では、軽トラックと作 業用機械の燃料費や遊具の修繕料を計上しております。節11役務費につきましては、岡留公園 の遊具の点検費用になります。次の枠の目1住宅管理費につきましては、町営住宅の管理に要す る費用になりますが、次の100ページをお願いいたします。節10需用費の5行目で、修繕料 につきましては、管理する住宅が399戸ある中で経年劣化などにより住宅の壁や床、水回りの 修繕を行うものとして、これまでの修繕実績により計上しております。節11役務費の5行目で 建物災害保険料につきましては町営住宅の火災保険料の掛金になります。節12委託料の2行目 で、浄化槽管理委託料につきましては、4団地での浄化槽30基分の保守点検の費用になります。 次の火災報知機設置取替え業務委託料につきましては、町営住宅の火災警報器を更新するもので ありまして令和5年度におきましては、住宅121戸を対象に435台の取替えを見込んでおり ます。次の目2住宅建設費につきまして、次の101ページをお願いいたします。節12委託料 につきましては、改修工事に伴う管理委託料を計上しております。節14工事請負費につきまし ては、改修工事を別府団地の8棟24戸と新堀ノ内団地の3棟3戸。それから解体工事を堀ノ内 団地1棟で予定しております。124ページをお願いいたします。3枠目の目1公共土木施設災 害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和4年度に発生しました災害で河川1か所、道 路4か所の復旧費を計上しております。以上で建設課所管分の説明を終わります。

- ◎副議長(森岡 勉君) 鬼塚上下水道課長。
- はい。それでは、上下水道課所管分について説明いたします。 ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) 21ページをお願いします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金 につきまして、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を国が補助するも のでございます。5人槽10基、7人槽2基分を計上しております。23ページをお願いします。 目の二つ目、目3衛生費補助金、節1保健衛生費補助金、保健衛生補助金。説明欄の1行目浄化 槽設置事業費補助金ですが、国庫補助と同様に合併浄化槽の設置に交付する補助金で、3分の1 を県が補助するものです。県補助金につきましては、新築については補助対象外となっており、 単独浄化槽やくみ取りからの転換のみが対象となっております。次に73ページをお願いします。 こちら72ページからの続きで、目3環境保全費になります。節14工事請負費は、浄化槽維持 管理補助金の積算に当たり、井戸水を利用される御家庭の使用水量を正確に把握するため、対象 の8件に水道メーターを設置するものです。節15原材料費は、先ほど説明しましたメーター設 置工事に必要な量水器ボックスなどの購入費用となります。節17備品購入費も、メーター設置 工事のメーター購入費となっております。次に節18負担金補助及び交付金、説明の3行目浄化 槽設置整備事業補助金は、浄化槽本体の設置に対する補助5人槽10基分、7人槽2基分、それ に新設またはくみ取りからの宅内排水管の工事費に対する補助10基分、同じく単独浄化槽から の宅内排水管工事に対する補助、2基分を計上しております。その下、合併浄化槽維持管理補助 金につきましては、下水道処理区域外で設置されている合併浄化槽の年間の維持管理費用が実際 に使用される水道使用料で、下水道使用料金相当額を算出した場合よりも、高額となる場合につ きまして、その差額分を補助するものです。対象世帯は約380世帯、公民分館7件となってお ります。次に77ページをお願いします。1枠目、目10水道費、節18負担金補助及び交付金、 水道事業会計補助金につきましては、収益的収入の財源としまして、総務省通知による公営企業 繰出基準相当額の繰り出しを行うものです。次の節23投資及び出資金、水道事業会計出資金に つきましては、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部と して繰り出すものです。次に101ページをお願いします。2枠目、目1下水道費、節18負担 金補助及び交付金、下水道事業会計補助金につきましては、収益的収入の財源としまして、総務 省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として繰り出すものです。次の節23投資及び出 資金、下水道事業会計出資金につきましては、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元 金や建設改良費の財源の一部として繰り出しを行うものです。上下水道課分については以上でご ざいます。
- ◎副議長(森岡 勉君) はい、追加の説明はありませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初に総務課及び会計課分についての質疑ありませんか。2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) 総務課にお尋ねします。ページは44ページですね。この中のですね、節18、目12の節18で、老朽危険空き家除去促進事業補助金の250万計上してありますけど、これに関してですけど、今度新しくこういう制度を入れられたのは本当によかったこ

とだと思います。その中でですね、これはこちらから申請を、老朽化危険のある空き家の方が申請をしないといけないのか。それとも総務課のほうで、そういう危険がある空き家に対して、できれば除去してくださいっていうことを言われ、そこに行って言われるのか、それをまずお聞きいたします。

- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。ただいまの老朽危険空き家除却促進事業の補助金の件で、この制度につきましては、対象者ですね、こういう補助事業をしますというのを予算等可決されましたら、広報したいと思います。で、申請方式ということで考えております。対象、老朽化してる、そういう建物をお持ちの方から申請していただくということで想定しています。
- ◎副議長(森岡 勉君) 2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) 実は危険がAからDっていう、あれがありますけど、要は危険な空き家ですよね。これが崩れそうになって、例えばそれが原因で町民の方が例えば歩いていて事故を起こしたとかいった場合には、これ確かに本人さんが申請してやるのもあると思うんですけど、やはりこういうのはやっぱりある程度、危ないっていう空き家家屋に対しては、行政のほうから御相談して、いや実はこういう補助金があるんですけど、どうでしょうかって言ったほうが、後々のそういう責任の問題にも発展したときにどうなのかなと思ったもんですからその辺はいかがでしょう。
- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい、非常にもう古くてといいますか、危険な空き家についてはですね、現在でも、土地のですね、隣の方とかから、情報が寄せられたりっていうこともございます。今回のこの事業につきましても、そういうことも想定されますのでそういう話がございましたらですねこちらのほうで所有者を調べまして、そこ、その方に直接連絡させてこういう事業があるということをお知らせするような形も考えていくべきというふうに思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) はい、分かりました。それと最後ですけどこの金額が一応今年度から50万ということを1件当たりですね、最高が、ということなんですけど、実は長年経った危険のあるような空き家に住んでらっしゃる隣でですね、住んでらっしゃるっていうのは高齢化であったりやっぱりそういう人たちが多いと思うんですよね。だから例えばそういう低所得層の方々が持ってらっしゃるとなかなかそれを解体するにもお金がかかって出来ないっていうことも出てくると思うんですよね。だから当初はこのやり方でやっていいと思うんですけど、そういうことも考えてですね将来今からこういうものが高齢化になってどんどんどんどん出てきた場合に、中々そういう費用が出ないということも行政のほうで考えてもらって、補助のほうをもう少し考えていただけるということを、補助のことをもう少し金額を多くしたり、そういうことも考えていく必要があると思いますけど、その辺はいかがでしょうか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。この事業につきましては今年度5年度からですね、初めて取り 組む事業でございます。国のほうもですね、この空き家についてはいろんな今度、今、今国会で

もですね、議論がされるというふうに聞いております。まずこの金額で事業実施させていただき たいと思いますが、今後のですね、申請の状況、いろんな話等もございます。出てきますとその 中でどういうふうにまた変えていくのか、そこはもう内部のほうでも検討していきたいというこ とになるかと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい、2点お尋ねいたします。まず1点目は、あちこちにわたりますので口頭で申し上げますが、県を初めとしまして他団体と申しますか、との人事交流のお話が何か所か出てまいりますので、それ確認の意味も1回だけ、令和5年度予定されている分をお答えをいただければと思います。それからもう1点でございますが、これ48ページになりますけれども、総務管理費の中で庁舎建設費の12委託料48ページの12委託料ですね、もう最後の説明、これBELSそのまま読んでいいんですかね、認証委託料。これについて、ちょっと先ほどのZEBの絡みのいろんな説明いただきましたので、ちょっと私うまく理解出来ませんでしたので再度この点について御説明をいただければと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。まず1点名の他団体との交流ということで、職員の交流研修派遣の件でございますが令和5年度におきましては、県の人事交流が1名ですね。町から交流して、県のほうからも来ていただくという方。それから県の研修派遣が1名、これは町から研修行くだけでございます。行くだけといいますか1名を研修させると。それから熊本県の後期高齢者医療連合に1名、これ県内の自治体でですね、ここに派遣するというのが順番といいますか、決まっておりますので、令和5年度からあさぎり町1名の順番が来ておるということ。それと、くま川鉄道を再生協議会につきまして、1名を派遣するということにしております。それから、と、こちらに受けるほうは先ほど言いました、県の人事交流が1名、それから、現在球磨郡介護障害認定審査会に1名受入れておりますので、そういう配置となっております。はい、48ページですね、委託料のベルス認証委託料ということでございますが、ベルスというのは建物のですねエネルギー性能を星の数で評価する制度ということでございます。この評価、ベルという数値がございますが、この数値が50%以下になった場合は、ZEBの対象となるということでございますので、第2庁舎のほうは2割ZEBということで建物を想定しておりますのでその認証のための委託料ということで、になります。
- ◎副議長(森岡 勉君) 1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい。2点目のほうです。すいません私の理解不足で、それを認証を受けた132万ですか、の委託料で認証を受けて、結果的に本町としてのメリットというかですね、そこはちょっと、私良く理解しておりませんので、その点について御説明をいただければと思います。
- **◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。すいませんマイクの、近づけてお願いします。**
- ●総務課長(山内 悟君) はい、今建設中の第2庁舎、エネルギー等もですね使わない非常にそ ういう建物で、を建てるというところでございます。認証を受けることによって、それを建物自 体が省エネの建物、そういうふうにも正式に認められるというところで町としましてもそういう

建物をですね、建てたというところで今後いろんなエネルギー政策といいますか、認証ですね、 省エネルギーについて、PRできるというふうに考えております。

- ◎副議長(森岡 勉君) 1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい。確認ですけど、今、1番最後におっしゃいましたそのPR 効果とか、そういうことというふうな御説明が最後にあったわけですが、これの認証を受けていることと受けていないことで、何か具体的に何か大きな違いが出てくるわけではないということでよろしいんですかね。ちょっと申し訳ありません私のほうの理解不足大変何度もお尋ねしてますが、よろしくお願いいたします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 一応ですね、設計の中で75%エネルギーを減らしていくということで建物を建てるわけですが、それが完成したときにやはり何でもそうですけど、第三者の立場から認定してもらう必要があるわけですよね。第三者的な人たちが、そういう組織が調査をして、ここは設計どおりの75%エネルギーがカットされた建物ですよという証明を出していただく必要がありますので、そういうことをやるわけです。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。12番、溝口議員。
- 2点伺います。定員管理について伺いますが、令和2年には再 〇議員(12番 溝口 峰男君) 任用者は7名でありましたが、令和5年度は11名に増えております。そしてまた会計年度任用 職員についても令和2年度は49名から令和5年度83名というふうに、これは他会計を除いて の話です。コロナの時はですね、令和3年度69名でありましたし、昨年度は92名の会計年度。 昨年からすると10名ほどは減になってはおる、おりますが、非常にこれ業務が増えてるという ことでありますか。会計年度職員の募集には各課から業務内容等が出ておりまして、数字は44 名。しかしながら、全体、ほかの数字はですね、全くどの課でどのような仕事をしているかとい うことは全く分からない状況であります。この辺をもう少し明確にですね、町民に対しても分か りやすくされたほうがいいんではないのかなというふうに思います。定員管理について、まずは 伺いたいと。それともう1点。危機管理監にお伺いします。自主防災についての意識というのが、 非常に大きく地域の皆さん方に認識されるようになってきました。やはり危機管理監がおられな い時代はですね、そんなではなかったんですけれどもね。私は危機管理監がおいでいただいてい ろんな活動をし、行政区に行って説明をし、ましてそれに対して地域の皆さん方は避難訓練であ ったり、いろんな形で参加されております。そういうことを考えた時にフェイスブック等でです ね、管理監の、に対して、非常にマイナスといいますかね批判めいたことが本当に出てきました。 残念なことですね。今でも出てますね。私は本当にこれだけの努力をされてるのに何でこういう 批判めいた話だけが出るのかなと。どういう考えでおられるのか、聞いてみたいぐらいですけれ ども。それはそれとして、今年ですね、危機管理監、どのような活動、どのような展開をして、 町民の命を守る。そのための行動計画を教えていただけませんか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。1点目の定員管理の件でございますけども再任用の職員、今年度11人ということでやっておりますが、これにつきましては退職された方をそのまま希望があ

った場合は雇用、継続で業務していただくということですのでそういう制度でございますのでそこは希望された方について一応聞き取りをしまして希望を聞いて採用しておるというところでございます。それから会計年度83人というところでございますが、ここ2、3年はですねコロナワクチン接種関係でも会計年度任用職員さんが増えております。それから教育課の教育支援員ですかね、学校支援員、そういうところでも、会計年度の任用職員さんが増えている状況ではございます。それと任用の仕方でございますが一応、会計年度任用職員ということで名前のごとく1年の契約でございます。ただ2回にわたり更新には可能ということで、評価、人事評価をしまして2回だけは契約更新ができるというふうにはしております。それで3年間はそのまま非常に勤務状況がよくあればですね、3年間は勤めていただくことが出来ますけども、ちょうどこの会計年度任用職員制度が2年度、令和2年度から出来ましてちょうど今回2年度3年、4年度ということで今回初めてまた再度の任用ということで募集をかけた、その人数が44名ということでございます。以上です。

- ◎副議長(森岡 勉君) 橋本危機管理監。
- ●危機管理監(橋本 啓之君) 危機管理監の橋本です。まずはですね、過分な評価をしていただ いて誠にありがとうございます。先ほどの、まずフェイスブックの件ですが、私も当初はいろん な批判を受けてるのを受信してましたが、今そういう批判的な情報を発信する方はですね、こち らからシャットアウトしまして私のところには届かないようにしておりますので、最近の批判め いたところは私個人としては認識しておりません。そのことに関してですね、これはいろんな、 私もいろんな日々反省もしてますし、そうですね、私の伝え方にまだまだですね、力不足がある ところもあるんじゃないかなと。そういったところも思っております。ただですね、先ほど溝口 議員も言われたとおりですね、私の言ってることに対して同じ価値観を持って、そして一緒に進 もうと思ってくださる町民の方、町民のリーダーの方がですね、少しずつ増えてきていただいて ると。これはもう感謝、本当に感謝の言葉ばかりであります。これは何事でも組織論でよく言わ れますけど、3対4対3の法則というのがございます。どんなことをやるという時でも、その組 織の中でリーダーシップを発揮して一緒についていこうという方はやはり3割なんですね。その 3割の方がいらっしゃれば、その次の4割の方を引っ張ってきてくれる。まさに防災の世界はそ れでいいんじゃないかなと私は思ってます。そのような町民も含めた組織づくりが3割の方が一 緒に、共にですね、同じ方向を向いて歩いてもらえれば、有事の際には残り4割は引っ張ってき てくれると。いったところをですね、今は信じてやらせてもらってます。続いてですが、今後の 私の目標といいますかですね、このようにやっていきたいというところですが、ちょうど八代河 川事務所が今度ですね、会議がありまして、ちょっと会議の名前はちょっと今、長すぎて忘れて おりますが、その会議の場であさぎり町の取組というのを発表させていただきます。その内容は ですね。PDCAサイクルこれを回した地域防災計画の作成です。やはり町の防災というのは、 もう地域防災計画なんですね。この計画をしっかりと作って、これを皆さんと一緒に実行して、 そして皆さん、町民の皆さんからも評価を受けて、そしてその評価に基づいてその計画を修正す ると。これが大事です。このサイクルをようやく私が来まして今度3回目のサイクルを回します。 その中でですね、職員の皆様にもですね、これはかなり理解してもらいまして今課長級の会議を

年間4回やってます。4回の会議を通じて地域防災計画の骨っ子をまず役場が作ってるわけです。役場が作った計画を危機管理懇談会というのを年に2回やりまして、いわゆる警察、消防、自衛隊。最近は人吉地域医療センター、市房ダム、こういう有事の際の関係機関と2回キャッチボールをして揉んでもらって、プラス、避難所運営委員会ですね。これも年に2回。この避難所運営委員会という、いうメンバーは、地区長様、そして自主防災の会長様のあとは民生委員、そして各ですね、防災の協定を結んでる事業所ですね。そういう方に集まって、また2回もんでもらってると。そしてようやく最終的に5月の下旬の防災会議でですね、委員の方に承認を得てると。まさしく組織の力でつくってるわけですね。そして、その作ってる計画に基づいて年に2回、訓練をやらせてもらってる。図上訓練だけであれば2回ですね、それと実働訓練ですね。去年は須恵と深田でやらしてもらいましたけど。この訓練を通じて、また皆様の意見をもらってARをして、そしてその反映した分を訓練に反映する。そして1番大事なのは実際の災害でもこの計画で動いてます。去年であれば台風の14号。このときの教訓もそこでまた得たものを地域防災計画に反映してる。いわゆるこのPDCAサイクルをですね、ようやく何とか回せるようになった。この今年の3回目、このサイクルをしっかりと回していくというのが私の仕事であるというところをまさしくそこにですね、力を入れていきたいと考えております。以上です。

- ◎副議長(森岡 勉君) 10番、溝口議員。
- 〇議員(12番 溝口 峰男君) 定員管理については分かりますが、先ほど申し上げたようにで すね、44名の業務内容というのは分かります。あとのについてですね、やっぱり分かりやすく、 何らかの形で、お示しいただきたい。他の、ほかに、どれだけの人がどのようなことに従事して いるのか、この44名以外ですよ。これは分かってますから。はい。それともう1点確認します が、再任用につきましては、もう当然それは制度上あってしかるべきで何らそこをどうのこうの 言うわけではありませんが、やっぱりそれだけ課長さんたち、職員の人がそれだけの経験を積ん で、そしてそれを今後新たにですね、また退職されても引き続き貢献していこうと。地域の町民 のために、そういう思いでありますから。そういう思いの人たちが、それだけの仕事をできる適 所ですね。適材じゃなくて。適材はもうそれを選ばれておられるわけで。働く場所、しっかり町 民の皆さん方はもう分かっておられるんで、役場におられた人だよねって。そういう人たちが本 当に能力が発揮できる場所なのかと。その辺りをですね、しっかり点検をしていただいて配置を していただいたほうが、私は町民のためにもっとなるんじゃないのかなというふうに思いますん で、その辺りのことを再確認をしたいと思います。それともう1点、管理監。今年の豊富につい て分かりました。議会もですね議員も防災士の資格を取ったり、それ管理監の影響もあってそう いうふうになってきとるわけですけれども。やっぱり意識改革は、日々、やっていかないと、う っちょくとですよ、また元に戻ってしまうんですよね、これ。これは大事なところだと思うんで すが。やっぱり議員にしても災害のとき議員はどうあるべきかっていうことは、まだ我々も確認 してないんですよ、実際言って。その辺りも含めてですね1回管理監と議会議員との懇談会等が、 是非開いていただいて、その時に議員はどうして欲しい。どうあるべきかということを危機管理 監の立場の中で、ぜひ御協議いただきたい。これは議長には申入れておきますんで、ぜひ今年の 中に、行事の中に、計画の中に入れ込んでいただければというふうに思います。はい。

- ◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい、会計年度任用職員で今回募集をかけた以外の方につきましてはですね、先ほど述べましたけれども契約期間が3年を超えてない方については今回募集は募集公募はかけておりません。その方たちが契約が更新出来てですね、3年を過ぎる年度についてまた改めて公募をかけるという形になります。それから再任用職員の方の適材適所という話でございましたが、再任用職員の方の中でもですね農業関係でございますとか、あと企画のほうの合併20周年事業の業務に当たっておられる。また支所のほうでもですね、今までの業務を生かして窓口経験が豊富な方、そういうところについてもそういうふうな配置をしておりますので、今後も引き続き適切な配置に心がけていきたいというふうに思っております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 橋本危機管理監。
- ●危機管理監(橋本 啓之君) はい。先ほどの話合いの場をですね、議員様の方々と持つというのは、私もですね、これはもうありがたいことです。私から今のですね議員の皆様に対するお願いというのはですね、先ほど言いました地域防災計画、これを理解していただきたい。まずはそこ計画を理解してもらうことによってですね、有事は、議員の方々はどうあるべきかというところも出てくるかと思います。そしてそういったところをですね、また機会を、機会を私のほうに与えていただいて、皆さんとですね、地域防災計画の説明、そしてもうちょっと行間に書いてあるとこまでですね、一緒にキャッチボールできればなと考えております。よろしくお願いします。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ございませんか。次に、企画政策課についての質疑を行います。質疑ありませんか。6番、小出議員。
- ○議員(6番 小出 高明君) はい、6番小出です。20ページのですね節の4特定地域づくり 事業についてですが、1月の中旬頃だと思いますが、8名の農業者の組合員で立ち上げだったと 思いますが、その後やがて2か月なるわけですが組合員の増員があっているのか、その点につい てお尋ねいたします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。1月のですね説明時に8名ということでお伝えをしていたところです。現在もですね今のところ8名ということで変わりないっていうところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 6番、小出議員。
- ○議員(6番 小出 高明君) 現在も8名ということですが、私この特定地域づくり組合の事業ですね、これは農業商業に係る雇用対策の事業と聞いているわけですが、私はこれは企画政策課が担当しているわけですが、私は農業、また商工業ですので、担当が違うんじゃないかというふうに私は思うわけですが。そういった農林振興課とか、あるいは商工観光課との連携、そういったところと連携をした上での事業なのかお尋ねいたします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) はい。あさぎり地域おこし協同組合は、4月1日からの稼働ですので、 今県のほうにですね、設立の申請をしてます。一応15日に県知事の承認が下りることになって ます。その前にですね、定款等を作って登記もしなければなりません。ですのでまだ稼働はして

おりません。4月1日から稼働しますので、組合についてもそれから徐々に増えてくると思います。それから今おっしゃったように確かに農林振興課とか商工観光課とか、企画政策課との絡みが出てきますし、今あさぎり商社、それから特定地域づくり、あさぎり地域おこし協同組合。それと川上プロジェクトマネージャーもいらっしゃいますので、その連携をですね、きちっとやっていくための1回目の会議はこの議会の前に行いました。一応承認がおりて、そしてまた今度3月末にちょっと異動等もありますのでですね、そういうのを踏まえてから、もう一度その辺の関連をですね、どのように連携していくか。どのように役割分担をしながら協働体制を作っていくか。今小出議員が言われたようなことを、これから準備に入っていきたいと思ってます。

- ◎副議長(森岡 勉君) 6番、小出議員。
- ○議員(6番 小出 高明君) はい。この事業数名のための事業じゃなくてですね、農業全体の 底上げになる事業になることを期待いたします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) はい。期待に沿えるよう頑張っていきたいと思いますので、また今後ともですね、御指導御協力をよろしくお願いしたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) はい、11番です。ページ41ページでございます。公共交 通機関について伺いたいと思います。この中央バス運行等特別対策補助金それからくま川鉄道経 営安定化補助金について、関連がありますのでお尋ねしますけど、この赤字補てんのということでこの町、町バス運行等特別対策補助金が出されておりますけど、あさぎり町内におけるこの中央バスの乗降人員数はいかほどなのか、それからくま川鉄道安定化補助金を拠出予定でございますけど、今後上下分離方式に移行する場合に、どれぐらい、ここで聞くのもいかがかと思いますけどその辺のところはどれぐらい増額になるのかが分かれば教えていただきたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) 大変申し訳ありません。数値のほうをですね、こちらのほうに 持ってきておりませんので、後日ですね、回答させていただければというふうに思っております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) くま川鉄道の上下分離によってのですね、これから負担割合とか、まだこれからの協議でですね、今ようやく球磨川に係る橋脚の工事が始まったところで。新年度になってから上下分離の話が始まると思います。今私のほうからもですね、今、よく私は水道の話をするんですが、水道の企業会計は、収益性それから資本的収支、二つに分かれてますので、上下分離になったら下のほうが投資的収支になりますし、上のほうが収益的収支になってくると思います。ですので収益的収支のほうをですね、改善していくための努力をもうそちらもそろそろ始めなきゃいけないんじゃないかというようなことをですね、再生協議会の中では意見を申し上げる考えでおります。
- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- 〇議員(11番 小見田 和行君) 今現在ですね公共交通機関として町が負担をするくま川鉄道 とバス路線がありますけど、この補助金等を出しながら、今後も公共交通機関を東西といいます

か、平行線で将来どう運行する予定、そういうお考えなのか、そこ辺がどのように球磨郡内の首 長さんあたりの考え等がおありならお聞かせ願いたいと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) はいその辺のお話はですね、令和4年度の当初のところでいわゆるバスと鉄道と二つありますので、二つをどちらか一つにする必要があるだろうなという議論は今始まったところです。またそれについても令和5年度にその話は進んでいくと思います。まだ具体的な話にはなってませんのでここで申し上げることはちょっと出来ませんけど、そういうの議論が始まってることは確実です。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに。2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) ページは36ページです目3の文書広報費の中の節が12の委託料で、違います。11の役務費で、ドローンの受講料とドローンに関する保険料とかがありますけど、まずこの令和5年度についてのドローンの受講の人数ですね。それからどういった方が受講されるのか。それとドローンが今、あさぎり町に何機あるのか。それと実践での、どういった用途、使い道でドローンを今、例えば実践で、こういう、使ってますよということがあれば、それについて教えていただきたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。ただいまの御質問ですけども、ドローンのですね、受講者につきましては2名を計画しているところでございます。対象者につきましては、今後ですね、職員向けにですね募集をかけて行くところで考えているところでございます。またドローンの台数ですけども、現在ですね4機を持っておりまして2機はですね、担当課のほうにですねお預けしているところでございます。2機につきましては、練習用という感じのですね機器で所持しているところでございます。使用につきましては、災害等でですね被災して入られない場面にですね、ドローンを活用しまして災害の状況などを把握したり、あと消防関係で人がですね、いなくなられたときに捜索用で活用したりというところで、ただいまドローンの活用をしているところでございます。以上です。
- ◎副議長(森岡 勉君) 2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) 橋本危機管理監にお尋ねします。私ちょっとこの防災訓練の部分の詳細を知らないもんですからこのドローンを使った訓練というのは、今行ってらっしゃるんですかね。
- ◎副議長(森岡 勉君) 橋本危機管理監。
- ●危機管理監(橋本 啓之君) 訓練として、これは私がここに来てからですね、私がいる間で訓練で使用したという実績はないかと。はい。ないと私は認識しております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 2番、岩本議員。
- ○議員(2番 岩本 恭典君) 今、訓練と言いましたけどこれ災害時に使えるような想定をして 今後、そういったものを使うという計画はないですかね。
- ◎副議長(森岡 勉君) 橋本危機管理監。
- ●危機管理監(橋本 啓之君) また計画の話になりますけど、災害対策本部の編成の中にドロー

ン運用班というのをつくっております。その運用班で運用するという考えであります。それと先ほど災害時の実績についてちょっと私のほうから補足しますと、去年台風14号ありましたよね。皆越でかなりの土砂災害があった。あれの土砂災害の現場を空中から撮っております。そういう写真ですね。それと、行方不明の捜索。これは私が来てから毎年2、3件ありますね。球磨川に流されたりという。そのときに消防団にうちの職員の中に機動別消防団です。員が職員の中にいますので、彼らにドローンを運用していただいて消防団と一緒に捜索をしてもらいます。空中から撮った写真をですね、家族に日々ですね、3日間は捜索しますので、捜索をした、捜索を依頼された家族のほうに今日はここまで捜索しましたよいう説明でですね、地上から撮った写真とあわせて、空撮の写真、これを見てもらってます。やはりこれが大事だと思うんですよ。家族にとってはですね。やはりどこまで町が、消防団が一生懸命やってるかといったのをですね、家族のほうに伝えると。これでかなりですね、家族の心情というのは変わります。そういったときに非常にですね、この映像というのは活用出来ています。以上です。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかにありませんか。1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい、1点お尋ねします。45ページですね。ふるさと寄附対策費の対策費でございますが、これあの予算ですので、計算上いかないというのは重々承知しておりますが、収入の寄附見込額2億に対しての1億3,000万の経費を計上されている。これは決算でまた変わってくるのかと思いますが、数字だけ見ますと返礼品で4割を超える2億、2億に対して4割を超える8,000万。こういう予算の計上の仕方もさっき言いましたように、年度からずれて分があって、そういうことになるのかなというのはある程度想像しますが、この予算の組み方は、それでこれで数字の問題ですね、やむを得ないというふうなことでお考えでありましょうか。要するに3割であるべきが4割を超えてるとかそういう視点でございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。ただいま御質問がありました経費がですね3割ですが、 実際ですね、それ以上に経費がかかっているということですけども、返礼品につきましては、3 割というところで決まっておりまして、あとそれに伴うですね経費、送料とかですね、委託料、 その辺りがかかってきますので、おのずからですね、3割以上の費用が発生するということになっております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい。すいません、私どうもこのふるさと寄附金の経費の問題ですね、気になっております。先ほど言いました今回の予算上だけ数字だけ見ますと、65%の経費を計上されているんですよね。ですから、何と申しますかいろんな実績、寄附金をたくさんいただくためのいろんな委託料が発生するのは分かりますが、ちょっと言い方はあれですけど、そこに経費をどんどん落ち込んでいって結果的に地場産業、地元にですね落ちるお金がどれだけ残るかとか、そういうことも含めていかないと、これこの前の全然別の場面で質疑をした時に経費は寄附金を充ててはいけないというような回答だったというふうにこの前のお答えがあっておりました。ということであればですねそこに金の経費を集中して、いわゆる制度が仕方、そういう仕組みになったら仕方ないといたしましてもですね、65%の経費というのはですね、ちょっと

私は何か違うんじゃないかなという気がしております。3割プラス35%ですね単純にいきますと。そこら辺についてのお考えをちょっと確認をさせていただければと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) ただいまの御質問ですけども、やはりですね、全体のですね、 約6割程度が経費となっているところです。これにつきましては、先ほども申しましたとおりで すね。返礼品の送料、事務費の経費、あさぎり商社への委託料、その辺りのですね、必要経費が 計上されているものになっております。実際ですね商品代につきましては、その3割の中からで すね、代金としてお支払いをしているもので基本的にやはり人件費、委託料とかですね、その辺 りで経費を使っている場面にはなっているところではございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに。12番、溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい。光ファイバーの件についてちょっとお伺いしますが、先般の議会、全協でIRUの契約については1年継続するということでありました。その後については特別委員会等で詳細については御説明いただいて結構ですが、ここでお伺いしたいのは、1年延長したということは、無償譲渡は令和6年以降という話ですよね。そうなりますと、今までは、年間2,397万7,000円の貸付け料が入っていたわけですけれども、令和5年度は計上なされてないということは、無償でもう貸し出すと、言うことなんですか。どういう理由で予算計上はないのか、伺いたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。そこにつきましてはですね無償譲渡がですね、まだ正確に決まっておらずですね、費用の額もですね、正確に把握出来なかったというところで今回計上をしていないところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 12番、溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) その内容が分からないという話じゃないでしょう。同じ状態で 1年契約を延長するわけだから、昨年と今までと同じ金額を上げるのが普通じゃないですか。そ れがゼロであるということはどういうことなんですかね。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。大変申し訳ありません。期間がですね、いつからいつまでが無償譲渡になるかというところもありまして、期間の設定がですね、まだ分からなかったというところで計上していないところでございます。これにつきましては、今後ですねIRU契約、またですね、無償譲渡の件の話が進められてですね、この分については、補正予算のほうで計上させていただければと思っているところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) はい、暫時休憩します。

休憩 午後2時43分 再開 午後2時45分

- ◎副議長(森岡 勉君) それでは会議を再開いたします。荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) 申し訳ありません、IRU契約につきましては今月の3月にで

すね、1年間延長するというところで決定しておりまして、当初予算のですね、編成時期にはまだその辺りの話がまとまっていなかったというところで、収入のほうは今回計上していなかったということでこの分につきましては、3月にですね、IRU契約をですね、延長するということになりましたので、6月の補正のほうで計上させていただければと思っております。以上です。

- ◎副議長(森岡 勉君) 12番、溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい。当然もう今の状態で継続して契約をするわけですから、同じ金額で当然お願いをするということがもう大前提ですよね。予算編成に間に合わなかったということであれば、それは、しかしながらこの間の会議等で全協等で話をして、説明をしておけばいいことであって、それもないから私は無償で貸すんだから、貸すのかなという判断をしとったわけですよね。それで、それはおかしいな。うん。一方ではこうやって支出の部分についてはですよ、計上されているわけですね。はい。光ファイバーの保守点検委託であったり、もろもろの支出の部分をしっかりと予算計上してあるわけですが、もう少しそこはしっかりと丁寧にやって欲しいいうふうに思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。
- ●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。申し訳ありませんでした。こちらのですね、説明がですね、うまく出来ておらずに大変御迷惑をおかけしたと思っております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時48分 再開 午後2時55分

- ◎副議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。企画政策課分についてはもう ございませんか。次に財政課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。5番、橋本議員。
- ○議員(5番 橋本 誠君) 5番橋本です。ちょっと解体のことでちょっとお聞きしたいんですが。旧岡原庁舎が1月27日に請負契約をされて、その時ちょっと質問すればよかったんですがその後にですね今給食センターも一緒に解体がされてますが、給食センター内の備品ですよね。備品が、どういう形になっとるのかをちょっとお聞きしたいのとですね今後解体するに当たって、備品なんかは昔はですね皆さんに町民の皆さんに、こういう公表かなんかして売っていたんですが、今後、今どうなってるのかちょっとお聞きしたいんです。
- ◎副議長(森岡 勉君) 橋本議員。(はい。)今当初予算の(当初予算にですよね。はい。)で ございますので、(はい。)そういう資料はちょっとそれないようですので違う質問に変えてく ださい。
- 〇議員(5番 橋本 誠君) 分かりました。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに。はい、5番、橋本議員。
- ○議員(5番 橋本 誠君) 解体のやつでですね、今、今後の今解体していますが、考え、解体の中にそういう備品があると思いますが、備品はどういう形になってますか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 坂本課長補佐。
- ●財政課長補佐(坂本 将幸君) はい。まず給食センターですね旧岡原庁舎と一緒に解体をいた

しますけども、これにつきましては旧免田給食センターとあわせましてですね主要な金物類はですねもう全ての処分をしているところでございます。ほかのですね各旧庁舎で使用していた主な備品につきましても、もう既に本庁舎等にですね移して使用していたり、過去にもですね既に払下げを実施しておりますので、旧庁舎内に残存している、給食センターも含めましてですね解体する旧庁舎に残存する備品のうち、程度が良好なものにつきましてはですね、住民等への払下げを検討したいというふうに考えております。以上です。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい、2点お願いいたします。まず16ページのほうで普通交付税のほうが出ております。御説明でここでトータルの財源調整をされているということで、その方法はそれで結構でございますが、結果的に地財計画等から見込んだところですね。令和5年度の普通交付税の試算上ですね、見込額が財政課お持ちと思いますので、よろしければその数字をですね、予算計上額じゃなくて、見込額を1点教えていただければと思います。もう1点でございますが、144ページですかね、起債残高等の表等がございますが、ここ1、2年大規模事業と申しますか、それが行われている関係で起債高残高も増えてきております。それから基金の繰入れ額もそれなりに予算つきそれぞれ計上されているということで、数年前の個別計画策定の議論なった頃のですね、財政見通し表というのが、私どもいただいてるんですが、それからちょっと変わってきてると思ってるんですよ。ですから今日この場でなくて結構なんですが、現時点で、今のいろんな計画でやっていかれる中での起債の推移。それから基金の推移ですね、見込みも含めて。財政課で新たに計算していただく必要ないんですが、このお持ちの数字があるかと思いますので、何らかの形で表か何かでですね、あとお示しいただくことが出来ましたらそれを後日でも結構でございますからお願いできればと思います。以上2点、お願いいたします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 中村課長補佐。
- ●財政課長補佐(中村 光成君) はい。まず、交付税の見込みのほうからお答えさせていただきます。交付見込額ですが、今のところはまだ地方財政計画が出たばかりというところで、あくまで国の試算に基づく本町独自の試算ですけれども、現時点におきましては、交付見込額が46億358万7,000円。昨年度と比較しまして、1,000万円程度の増ということで、ほぼ横ばいというふうに今のところ見込んでおります。昨年度の比較です。すいません本年度との比較です、申し訳ございません。本年度との比較、5年度の見込みと本年度交付実績の比較ですが、今年度の交付実績は12月に追加の交付があっておりましてこれにつきまして、これを足すとですね比較になりませんので、第1回目の交付決定額と比較したところ、ほぼ横ばい、1,000万円程度の増を今のところ見込んでいるというところが交付見込額ベースです。あと、臨時財政対策債を含む交付基準額は、46億3,922万7,000円。昨年と比較して1,000、すいません本年度と比較して、1,825万円程度の減ということで、交付基準額が減になっておりますがほぼ横ばいの範囲ですが、税収が伸びるというふうなところで、伸びた税収と総額しますと地方の一般財源は確保されているというふうなところで見込んでいるところでございます。次に、個別施設計画の見通しで今のところ試算をしているものがございますが、口頭での答弁、よろしい。今、一応準備。紙のほうがよろしいですか。はい、なら改めて御提出させていただきます。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。次に、農業委員会及び農林振興課分についての質疑ありませんか。7番、豊永議員。
- ○議員(7番 豊永 喜一君) すいません。すいません農林振興課合わせてというようなことですか。ということは、3つ以上は聞かれんですね。はい、分かりました。それではまず、農業委員会のほうから聞いていきたいと思います。77ページに、農業委員会費ということで計上してあります。令和6年度に農業委員会の農業委員の改選という説明がありました。この中でですね、現在26名で約3,000ヘクタール弱の面積あたりをですね、カバーしていただいてるわけですけれども、何といいますか制度の変更、定数あたりも含めてですけれども、何かこの農業委員の改選に向けたところですね、制度の変更はないのかということがまず1点です。それから企業の農業参入がですね、本町におきましても数年前からあっておりますけれども、現在その面積あたりがどのようになって影響はあるのかということが一つです。それと農林振興課につきましては、分かりやすく言いますと、転作助成金ですね。この中で、国の政策で水を張らない、水を水田ですね、水を張らない水田については、5年間、5年間水を張らないともう転作助成金は出ませんよという話がございます。農林振興の中でも、農家に調査をされてますですよね。この面積とですね、その影響についてその3点についてお尋ねしたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 高田農業委員会事務局長。
- ●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。それでは、まず1点目の農業委員さんの制度の変更ということですけども、平成29年ですかね、今の体制になりまして。で、もう任期が3年で、この6年を令和6年に迎えるということですけども、今のところ制度の主だった改正とか、特にはございません。現在あさぎり町農業委員は26名ですので、そのまま改選をしたいというふうに思っております。2点目の企業の農業参入につきまして、農地の面積とかですね、そちらにつきましては、ちょっと手持ち資料ございませんので、後日また提出させていただきたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。農林振興課への質問ですが、本年度で来年度に向けてですね、水等がはれない農地ということで、畑地化促進事業という話になりますが、それについての調査。それからそれに伴います土地改良区へのですね、決済金の支援というところで、一応アンケート等々、それからアンケートよりももうちょっと詳しいところでですね、お話を各農家の方から伺いながら、集計を仮の集計でございますが、行っているところでございます。対象者としましては、現在のところ概算ではございますが154名。面積にしまして63町2反の希望があっているところです。それと決済金等の支援につきましては、希望者が67件。それから面積にしまして30町8反というところでございます。これについての影響でございますが、影響はですね、各個人ごとの農家さんの意向でもありますし、具体的に高齢の対象となる農地等のですね、場所を確認したところ、やはりやっぱり水利等がですね、なかなか水が来ない場所であったり、そういったものが主でありまして、以前からですね、例えば水稲とかの作付をされる場所じゃなくて、そうですね野菜とかですね、野菜っていうか水を余り必要としないものの作付であったり、何も作付されてなかったりですね、あと一つだけ問題なのが花卉等の施設園芸ですね、

ハウスを作ってらっしゃるところ。ここが1番の問題でありまして、やっぱりこのハウス等があった時に全面を全面っていうかですねハウスの外まで張ってしまわないと支援の対象に、作付の対象にならないと、提案対策の対象とならないということがございまして、そこについてはかなり農家、そういった農家の対象農家の方とも話をしてですね、今後またちょっと正式な数値とすればもう1回精査する必要があると思いますが、ちょっとそこだけは問題かなというところで、今現在では考えているところです。

- ◎副議長(森岡 勉君) 7番、豊永議員。
- 〇議員(7番 豊永 喜一君) はい。農業委員会の改選につきましては制度変更はないという話 でしたけれども、現在、農地のですね貸し借りについては、農業委員さんが出向かれて双方です ね、借手貸手のほうにですね、行かれて契約の訂正辺りをされてるんですが、将来的には農地中 間管理機構あたりがその業務を担うという話も聞きますし、実際あさぎり町の場合は適正化推進 員ですか、他町村みたいにはもう農業委員だけしかいらっしゃいませんので非常に負担の大きい 部分もあろうかというふうに思いますのでそこらあたりですね、タブレットあたりも導入されて 効率化あたりでされているとは思うんですが、十分な、何ていうですか後方支援は、お願いした いというふうに思います。それと農業の企業参入につきましては、参入されたらもうそれはです ね、農業委員会あたりが許可すればもうできることですので、あまり強く言えない部分もありま すけれども、何といいますか将来のですね、土地利用計画は、計画あたりにおいても、影響がや っぱ出るんだろうというふうに私は今後、拡大していけばですね。出るというふうに思いますの で、そこらあたりもですね、今後の検討をお願いしたいというふうに思います。それと水張りの ですね畑地化推進については、調査されて63ヘクタールですか。ちょっと意外な、ちょっと大 きいなというふうに思います。この判断、申請といいますか、あれが、農家側から言わせればで すね、1、2か月ぐらいしかないということで、非常に判断に迷うところがあるという話を聞き ます。そこらあたりですね、もう少し、いろいろ農家別にですね、事情があろうかというふうに 思い、思いますので、相談に十分乗っていただいてですね、よくなるような方向でお願いしたい というふうに思います。
- ◎議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。はい、確かに議員おっしゃるとおりですね、ちょっと 60~クタールと一見かなり大きな数字に感じるところであります。そして、なおかつこの調査 に要しました期間もですね、短くて、あくまで今回の調査といいますのは、上のほうの県のほう のですね、予算の確保に関するものじゃなく、ないのかなと、私個人としては判断をしていると ころでございまして、実際にこういった支援を受けられるということであれば、もう少しですね、詳しいお話をお聞きしながら、意見を伺いながらですね、数値というものを固めていく必要があ ろうかなというふうに思っていますので、そういうふうにして対応してまいりたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。3番、難波議員。
- 〇議員(3番 難波 文美さん) 3番、難波です。農林振興課にお尋ねをします。80ページの 農業振興費、前年度比較で約1,000万円の減というふうになっておりますが、その中の町単独 事業、有機ですね。はい。有機農業推進補助金が300万と出ておりました。私がちょっと聞き

そびれていたかもしれませんので確認です。前回と同じく18団体へのこの補助金が出てるということなのか。それともう一つですね81ページ、農業後継者の育成指導費というのがございます。こちらも、前回と比較して少し、減っているわけですけれども、これはあさぎり中学生の中学校の生徒に対しての農業指導ということなんですが、農研の職員さんが指導者として関わられているのか、そしてどんな作物をつくっているのか、観光農法を指導されているのかということをお尋ねいたします。

- ◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。まず1点目農業振興事業補助金。この中の有機農業、有機農業推進補助金ですが、こちらの中身につきましてはですね、有機センターで堆肥を購入されたものへの助成ということになっております。それからもう1点がですね、はい、もう1点がですね、あさぎり中学校農業体験ラボについてのお話だと思うんですが、こちらにつきましては、指導員としてですね、JAのOBの方、当初3名ということでお願いしておりましたが、1名の方がですね、体調の関係で2名ということで実施をしたところです。全体的に見ますとですね学校側も時間の都合がございまして、年間で4時間程度しかそれに対する活動が出来てないというような状況であります。しかしながら全生徒を対象にですね、469名、全ての生徒を対象に実施をしてきたところです。本年度の作付の実施実績としましては、1年生はですねスイートコーンであったり、ケイトウであったり、2年生はミニカボチャ、それからコスモスとかですね。それから3年生につきましては、えだまめ、ひまわり等々がございます。そのほかに2年生については、ICT農業の実演会等予定しておりましたが、こちらにつきましては日程の調整が出来ませんで、未実施となっているところです。それから3年生については、これと作物の栽培とは別にですね、マーケティング研修を行っておりまして、こちらについては、JAからですね、講師を招きまして、学習をしていただいたというようなところです。
- ◎副議長(森岡 勉君) 3番、難波議員。
- ○議員(3番 難波 文美さん) はい、分かりました。前回は一般質問でお話しさしてもらいましたけども、みどりの食料新システム戦略というのがですね出ておりまして、内閣府とかも推奨しておりますが、これ2030年までに、除草ロボットとか、有機栽培に適した農業環境を整えるということで、これは市町村主体で取組を進めてくれということでですね、広報出てると思うんですけれども、2025年までに100市町村でオオガニックビレッジ宣言を求めてるということです。あさぎり町は、これからの次世代のですね、農業の後継者をつくっていくという観点から、そういうオオガニックビレッジ宣言でありますとか、あるいはこの中学生のための農業を後継者育成指導ですね、こういうものは、もうちょっと積極的にですね、考えていってほしいというふうに思うんですけれども、町長ちょっとその辺のお考えをお聞かせ願えますか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 今朝の熊日新聞に熊本県がですね、緑の戦略の計画が出来たという記事が載ってました。まだ今、県もようやく計画を作ったところで、その中に有機ももちろん入ってるわけですので、先ほど小出議員の質問の中でも答えましたが、そういうものも含めてですね、いろんな農業関係が今あります有機センターも含めてですね。そういうところで、もう1回どう

いうことに取り組むか、その取り組むときのそれぞれの連携、役割分担、そういうものも確認しながらですね、しっかりと将来の目標を決めて取り組んでいきたいと考えてます。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに。11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) はい。1点お尋ねいたします。ページは80ページで、農業 振興費でございます。これさっき質問がありましたように農業振興事業補助金の中においてもで すね、次世代人材投資事業に応募してない人に対しても、かなりの補助、支援をしていただいて、 非常に感謝されております。今日お尋ねしたいのは農業次世代人材投資事業補助金をですね、こ れは青年就農給付金という形で事業されておりましたけど、今のこの実態をちょっと伺いたいと 思うんですけど、準備型と経営開始型で約7年かかりますけど、その開始型からもう5年経って 就農された方が実際おられるのか。それから途中で必要となります就農状況報告が年に1回か2 回出すようになっておりますけど、この中に決算書も含まれております。これを見られたときに ですねこの頃のその経営状況をどういうふうに把握されているのか。1番心配しますのがここ近 年の肥料等から、いろんな資材の高騰に伴って、外部から入ってこられる就農者に非常に厳しい 経営状況は、迫っているように思うんですけどこれについて、町はどのように今後支援をしてい くのか。もちろんその後にですね機械等買う場合には青年等就農資金というのが3,700万、融 通が、融資という方法もありますけど、これらを考えてできるだけ定着してもらうために、特に 親元就農の場合ですね、資本とか機械とかございますので、何とか継続は出来ますけど、これ全 く外部から入ってこられる方もこの事業補助金を使って経営展開をされてる方も、多分おられる と思いますけどその方々の1年後、その後についての、町としてのこういう振興補助金としての 在り方ですね、できるだけ定着する経営を途中で5年間はしなければ返還がありますので、5年 間どうしてもされると思いますけど、その後についての事業が自立できるのかどうか非常に危惧 するところがございますので、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。国の農業次世代人材投資資金事業についてのまずはお話ですが、以前からですねかなり多くの方がこの補助を受けられてですね、就農をして、されております。ちょっと累積の人数とかはですねここには資料がございませんが、今のところ我々がその方々のその後の動向を見た時に、農業をもうやめられたと。もちろん5年間はですね、この補助金をいただいて5年間ありましたけども、その後に5年間継続しないと返還等が出てくるということでもありますので、そういった点からいってもですね、まだ、もう農業を全然こう止められたというような話はですね情報は把握をしてないところです。聞いてないところです。そうですね、その後に自立されたかどうかというところがですね、確かに年に2回ほどですね、実績をですね、出していただく必要がございますので、聞き取りは行っておりますが、その中身の経営状況とかですね、そういったものまで詳細には、私自身は把握は出来てないところです。本来そこも把握してですね今後の方々の後継者としてのですね、あさぎり町に農業を担う人材として、もうちょっとスポットを当てていく必要があるとは思っておりますが、そこまでの検証は今のところ出来てないというような状況です。もう1点は、あさぎり町の単独の機械の補助事業ですね。うん。そういったものも活用しながら認定新規就農者としてですね、利用されてる方もいらっし

ゃいますので、そちらにつきましては、引き続き利用をしていただけるものというふうに考えております。それから令和3年度まで、農業次世代人材投資事業補助金ということで、令和4年度からですね、新たに先ほども説明いたしました経営開始資金ですね。こちらの制度に変わっております。以前は支援金の期間が5年間ということでございましたが、令和4年度からですね、経営開始資金については、最長で3年間と。それから就農準備資金というものは、最長で2年間という制度になりまして、後はですねそれへの発展型といたしまして、経営発展支援事業というものがございます。出来ました。それは何かと申しますと、これは機械とか施設とかですね、そういったものを、の整備について、国のほうで補助対象事業費の上限を1,000万円というところで、もちろん経営開始資金を利用された方はですね、上限が500万円ということになりますが、そういった支援も新たに出来ているということで、そことの併用とですね、それから町のそういった単独、農業振興事業補助金も使いながらですね活用されながら、やっていただければというふうに考えているところです。

- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) いろいろその後も考えていただいとるということはありましたけど、これを申請するときにまず青色申告をすることは大条件でございますけど、結局その提出書類の中に含まれる作業日誌とか決算書とか、検証は出来てないということをおっしゃいましたけど、やはり各毎年2回ですかね、提出される決算書あたりはですね、どなたか専門、うちの場合は農業診断をしていただきましたけど、ああいう専門部署辺りを使いながらでも、やはり健全に自立できるような、いわゆる経営のノウハウをですね、伝授することはやはり外部から入ってこられる方には特にそういう例えば例を挙げますと農業高校から農業大学校でて就農する方と、全くその普通高校あたりから来られる方には、その辺のところのノウハウは非常に乏しいものがあろうと推察しますので、そういうところをやはりこういう提出書類をとらえながら、確実にあさぎりの担い手として今まで多額の税金を投入して育成した人をですね、途中でこういう言い方なんですけど、何ですか、経営を諦めざるを得ないというような状況にならないように、できるだけ今後ともその辺のとこの支援を厚くお願いしたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。経営診断事業につきましては、令和2年度から本年度までですね、一応3年間ということで、実施をしてきております。議員御指摘のそういった方々への支援ともう一つの支援としましては、確かに経営診断をしていただいて今後につながるようなですね、後継者の育成であったり、営農活動等をやっていただくというのは、確かに大事、1番大事なところだというふうに考えております。ただ経営診断事業につきましては、費用がかかるものでございまして、そこにつきましては、今後検討の必要もあろうかと思いますが、今後の実施についてそういった支援についてはですね、どこまでできるか分かりませんが、検討はしてみたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。次に商工観光課分についての質疑を行います。 質疑ありませんか。ありませんか。はい、11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) すいません、1点お伺いいたします。ページは91ページの

ですね、県南フードバレー推進協議会負担金がございます。この今、県南フードバレーのですね、 展開ちゅうか、球磨、あさぎり町においてどのようなふうな事業を展開されているのか、お分か りなら教えていただきたいと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 深水商工観光課長。
- ●商工観光課長(深水 昌彦君) はい、県南フードバレーの協議会につきまして概要としましては県南のですね、県南地域の県南地域における食関連産業の振興に向けたネットワークの形成や人材の確保、育成と情報の共有発信に沿った取組ということで行われておりまして、具体的にあさぎり町で何をどうしていくかっていうところまでいくと、なかなかその具体的な今の現在の取組というところまでは至っておりませんけれども、ただ、県南で取り組んでいくその情報発信等につきましては、あさぎり町の推奨商品であったりとかそういったものの情報発信にはつなげていけ、行っているというところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 以前県南フードバレーの加工される八代に施設がございますけど、そこに出向いたときに加工施設についてあさぎり町のあさぎり商社内ですかね加工施設がございますけど、そこと連携をしてっていう話も途中聞いたことがあったんですけど、その後はそういう話というのはもう全然ないわけでしょうか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 深水商工観光課長。
- ●**商工観光課長(深水 昌彦君**) はい、商社のほうとですね商品開発等の協議は現在も行われておりまして、そういったところでの取組は継続しておるところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかにありませんか。12番、溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) あの販路拡大事業についてはですね、今、あさぎり商社担当1名で一生懸命頑張っていただいておりますが、要はこれからのあさぎり商社の中で、この地場産品の開発、商品開発。やっぱりこれをやっぱり力入れていかないと、私はふるさとの納税の返礼品にしてもですよ。馬刺しばかりではこれいかんと思うとですよね。やっぱり地場の商品を使った新たな商品開発。やっぱりここに私は力を入れていくべきではないのかなと。今小見田議員の話の中でもあるんですけれども、確かに加工場はですね、委託加工も非常に受けてやっておりますが、私は、もう一つ今先ほど言ったことに対しての力というのかなあ、そういうのが足らんのじゃないのかなと。その辺の開拓事業ですからこの開拓事業は、補助金は使えるわけでしょうけども、何らかの形で応援をしていく方法はないんでしょうかね。お尋ねしたいんですが。
- ◎副議長(森岡 勉君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) その部分についてはですね、やはりもう施政方針の中でも示していこうと考えているところですが、仮にですね、仮に、施政方針があるとすれば、示していこうと思うんですが、これについてはですね、やはり根本的に商工観光課、それからあさぎり商社、またフードバレーの団体、いろんな方たちとですね、連携を、今、連携はとれてます。もうあさぎり商社の担当者を通じてですね、フードバレーのメンバーとは連携はしっかりとれてます。それですので、また行政のほうももう少し力を入れて、そして特産品開発、そしてそれをですね地場産業として、やっぱ起業していけるような、あるいは今、起業して事業を運営している方々が新しい

部門を設立する。そういうことも含めてですね、推し進めていく必要があると思います。ですのでまたそういうことは、また新年度になってからの話となると思うんですが、また示す機会があったら示していきたいと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 12番、溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい、分かりました。今朝のドラマでやってますよね。小さい大阪の話ですからこれは、テレビは。いっぱいいろんな形の業種をくっつけて、そして協力し合って商品開発をしていく。1社だけだったらですねやっぱり無理があるところは設備投資もしていかなきゃいかん。そういうネックがあるんでやっぱり連携をしていくということが大事なところで、そういう町長のお話がありましたんで、本当にお互いの特色ある工場を結びつけながら、してやっぱり協力し合っていける環境づくり。本当にこれが定着するのか。私は危惧をするのは、熊本の人間性として、球磨の人間性から足を引っ張るのが非常に得意の分野でありますんで、やっぱりそこをですねうまくやっぱりいかないと、特産品は出来ないと思うんでしっかりとその辺は腰入れてやっていただきたいと。その中で一つでも新しくものができれば、返礼品の中に一つでも加えていただければ、定着していくと。また雇用も生まれるでしょうから、その辺は本当にしっかり対応いただきたいというふうに思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 深水商工観光課長。
- ●商工観光課長(深水 昌彦君) はい。今は確かに議員が言われたようにですね新しい商品ということもまた開発をしていくということも重要なことと考えております。先ほど返礼品の馬刺しの話も出ました。馬刺しが今後厳しくなっていくというふるさと寄附金に関しては、企画政策になりますが、その返礼品の開発等につきましては私ども商工観光課、それと商工者、あさぎり商社と一緒に考えておりまして、最近、実際協議をした中でいきますとですね、待たせる返礼品というよりもすぐに返せる返礼品っていうところを考えていこうかということで、物価高によってですね最近日用品とか普通に一般的なものが物価高でなかなか手に入らないというような状況があるということもありましたので、そうであれば身近にある、あさぎり町の身近な日用品であったり野菜であったりとか、そういったものを含めていってもいいんじゃないかなという話をしております。そういったことを含めて、今後また商社とは検討を重ねながらですね、インターネット販売のほうもそれで力を入れていくというようなところで話はしておるところです。また地元には高校がありますのでそちらの高校とのコラボもですねまた今後も継続して、商品の開発に当たっていければというふうには考えておるところです。以上です。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかにありませんか。次に、建設課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) ちょっと1点お伺いしたいのはですね、ページは96ページと思いますけど、委託料で道路維持委託料の中に橋梁点検も入っとると思うんですけど、この橋梁点検につきまして、以前も一般質問したことがあるんですけど通常、管理者がどこか分からない。これは通常のかって橋という名前がついておりますけど、これをのですね今の非常に安全上、1トン半かぐらいの車が通ってもよく目撃する中において、かなり老朽化している橋が、もう出てきてるなあと思っておりますので、これはですね、ただ里道だとか町村道とかそういうことは

抜きにしても、町民の安全性を考えたらば、もうそれを所有者がどこか分からないことを行政が確認した以上はですね、やはりその町民の安全策を考えるならば何らかの対策を進めるべきと思っております。それでいろいろ調べたところに、よその自治体においては、それらの対策を進めているような自治体もございますので、あさぎり町としてはこういう町が本来の管理する橋ではないという、前お答えになっておりましたけど、安全的安全策ですね、普通大きな橋はそうないと思うんですけど点検あたりはしておく必要があろうと思います。やっとの幅員のところを1トン半のトラックが毎日通ってるのよく見ますので、ちょっと歩いてみてこれ大丈夫かなというところもありますから、その辺のところの対応策は、橋梁点検の中でも含めていただけないか、そこを伺いたいと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 酒井建設課長。
- ●建設課長(酒井 裕次君) はい。橋梁の点検についてということでございますが、まず、町でですね法的に点検が定めてあるのが、町道橋、いわゆる町で管理して交通の用に使う橋でございます。それについて5年に1回の点検をしなさいということで予算化して、点検をしているところでございまして、先ほどお話がありました特に土地改良区の溝ですね、こちらにかかる橋については、以前からいろいろ問題提起をいただいておりますので、土地改良区のほうとですね今、会議を何回か行いまして、調査している段階でございますので、今後あわせて、その辺の点検のやり方、あるいは管理の在り方についても今後協議して、どういうふうにするかというのは決まってくるのかなと思いますので。なかなかですね、災害等ありまして土地改良区との調整もうまく出来ていないということがありますので次年度以降また進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) はいほんと非常に建設課においてもですね災害等でもう非常に多忙な中でございますので事情はよく分かりますけど、点検といいますか、何橋ありましてですね管理外のところが、ほんで目視の状況でもここはもう危ない、縦看板ですか、できれば通行、よその自治体においても通行止めしたとこもあるようなことを見ますけど、やはりそこまでしなくてもやっぱそういう何ちゅうか注意喚起をする、するような、やっぱりそういう対策を、回覧なり何なりでもございますけど、そういうのをやっぱり1回回して、できればもうここは危険ですのでちょっとあと何十メートル上流に橋があるところを渡っていただくとか、やっぱり何か事故があってからでは遅いと思うんですよね。だからそういうところのやっぱりこともやっぱ留意していただいた対策をとっていただけないかと思います。いかがでしょうか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 酒井建設課長。
- ●建設課長(酒井 裕次君) はい。橋の中ではですね、特に個人の住宅にかけてある橋、この橋梁がですねどういったいきさつで変わってるかもちょっとまだ把握出来てないという状況でございまして、個人で掛けた分までじゃ町で面倒見るのかっていうのもちょっと問題も生じてくるのかなという懸念もありますので、まずはですねその橋の管理、所在、橋の管理と所有者ですね、その辺をまず見極めた上でその先の対応の協議を進めるのが必要かなというふうに考えているところです。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかに質疑ありませんか。最後に、上下水道課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。各課に御質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質問があれば、ここで受けたいと思いますが、質疑ありませんか。ありませんね。
- ◎副議長(森岡 勉君) それでは日程第2、議案第85号令和5年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明をお願いいたします。鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。それでは、令和5年度あさぎり町水道事業会計予算の説 明をさせていただきます。まずは、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、 業務の予定量は次のとおりとする。1、月平均給水件数、事業所等を含む5,835件。2、年間 総給水量、152万1,297立方メートル。3、1日平均給水量4,168立方メートル。4、 主要な建設改良事業、配水管布設、布設替工事ほか事業費4億5,381万円。第3条、収益的収 入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第1款水道事業収益、4億48万6,000円。 支出第1款水道事業費用3億6,174万8,000円。3ページをお願いします。第4条、資本 的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億1,053万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,784万3,000円。当年度分 消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,269万2,000円で補填するものとする。収入第 1款資本的収入、5億4,146万2,000円。支出、第1款資本的支出、6億5,199万7, 000円。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定め る。起債の目的、上水道整備事業、限度額3億2,720万円。起債の方法、利率、償還の方法に つきましては、記載のとおりとなっております。4ページをお願いします。第6条、一時借入金 の限度額は4,000万円と定める。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ 以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の 議決を経なければならない。1、職員給与費4,172万4,000円。第8条、棚卸資産の購入 限度額は700万円と定める。詳細につきましては、29ページをお願いします。予算説明書の 収益的収入及び支出の収入の部でございます。目の3行目、1目給水収益、節1水道使用料。こ れは、令和4年度の水道使用料の実績によりまして現年度分の水道料金を計上したものです。給 水人口の減少や節水意識の向上などにより給水量は減少しており、昨年度よりも若干の減収とな る見込みとなっております。次に30ページをお願いします。中段の2目他会計補助金、節1他 会計補助金につきましては、説明欄に記載の負担区分に基づく一般会計繰入れ及び償還金利子に 係る一般会計繰入れをお願いするものでございます。次にその下、3目、消費税還付金、節1消 費税還付金につきましては、重要給水設備配水管布設替事業や水道施設再編整備事業の実施によ り、年間の借受け消費税額と仮払い消費税額を試算し、計上をしております。次に最下段の4目、 長期前受金例につきましては、次の31ページをお願いします。最上段、節1長期前受金戻入に つきましては、資産取得の際に受入れました国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合 わせまして、収益するものでございます。中ほどの7目資本費繰入れ収益、節1資本費繰入れ収 益につきましても、先ほどの他会計補助金と同様に、旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に 基づき算出した繰入れ額となっております。次に33ページをお願いします。予算説明書の収益 的収入及び支出の支出の部でございます。1目、原水及び浄水費でございますが、取水施設や浄

水場の維持管理に伴います経常的な経費でございまして、毎年必要なものを前年度までの実績に よりまして計上したものでございます。主なものとしまして、節2委託料の最下段、岡原第1浄 水場塩溶解層管理委託料ですが、岡原第1浄水場の軟水化装置について、年間を通して、管理を 委託するものとなっております。次の節3修繕費につきましては、34ページをお願いします。 説明欄の1番上、岡原第2浄水場UF膜の取替えでございます。これは原水をろ過膜でろ過する 装置で、令和3年度からワンユニット6本の交換を行っており、3年に分けて交換にしているも ので、今回で全てのユニット交換が完了するものです。その二つ下、浄水設備等修繕につきまし ては、施設の老朽化等により、設備の不具合が多々発生しているため、過去3年間の修繕実績に より、急な故障に対しての経費を計上したものでございます。修繕費、説明欄の最下段、通信回 線更新につきましては、水道施設管理システムで、現在、回線を使用しておりますが、2026 年にサービスが終了となることから、機器の更新を行うものです。35ページをお願いします。 2目配水及び給水費につきまして配水及び給水にかかる経常経費を計上したものでございまして、 節4委託料、説明欄の最下段、免田西地区漏水調査業務委託でございますが、管路総延長約25 キロメートル、個別音調調査500戸の漏水調査を行うものです。36ページをお願いします。 次に、節6、修繕費でございます。説明欄1番目の給配水関連修繕料は、過去3年間の修繕実績 により見込まれる配水管の漏水修理等の経費を計上したものでございます。次の量水器交換及び その下の量水器交換に伴う量水器でございますが、8年ごとに量水器の交換を行っておりまして、 今回734か所の更新経費を計上しております。次の節7材料費につきましては、施設維持管理 資材としまして、止水栓、量水器ボックス等の購入費用でございます。次の37ページをお願い します。4目、総係費でございますが、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主 なものとしましては、37ページ、38ページにあります、職員の給与費等に係るものでござい ます。38ページをお願いします。節の3行目、節7旅費、説明欄の2番目に普通旅費でござい ますが、現在、水道技術管理者の資格を取得した職員が1名おりますが、令和5年度に新たに職 員に資格を取得してもらうための研修旅費を計上しております。次の39ページをお願いします。 節15会費負担金、説明欄の1番上すいません、説明欄の1番目、研修会負担金でございますが、 先ほど旅費にて説明しました水道技術管理者資格取得のための研修旅費を計上しております。節 17、委託料、説明欄二つ目のシステム改修業務委託料につきましては、令和5年10月のイン ボイス制度導入にあわせ、システムの改修を行うものです。40ページをお願いします。中ほど の5目業務費の節2委託料、説明欄の量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、 上水道と下水道の検針業務の業務案分によりまして計上しております。次の6目減価償却費につ きましては、節1有形固定資産減価償却費と節2無形固定資産減価償却費は、令和5年度のそれ ぞれの減価償却費を計上したものでございます。41ページをお願いします。7目、資産減耗費 につきましては、水道施設の更新工事によりまして除却される資産の減、資産の償却残を計上す るものでございます。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございませ ん。次に中ほどの1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息につきましては、公営 企業債の償還利息でございます。42ページをお願いします。目の二つ目、2目過年度損益修正 損でございますが、これは過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合の還付金でござ

います。収益的収入及び支出の予算については以上でございます。続きまして43ページをお願 いします。資本的収入及び支出の収入の部でございます。上段の1目企業債、節1企業債につき ましては、配水管敷設替や水道施設再編整備事業に係る公営企業債でございます。中ほどの1目 出資金、節1、一般会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に旧簡 易水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。次の1目、工事負担金、節1 工事負担金の右側の説明欄の1番目の消火栓工事負担金につきましては、一般会計からの消火栓 工事負担金となっております。水道施設更新工事に伴う更新4基と、同路線に1基新設をしまし て、合計の5か所分でございます。その下、災害時の対策として令和4年度から実施しておりま す貯水機能付給水管設置に伴う工事費及び設計費について、一般会計負担金を計上しております。 44ページをお願いします。目の二つ目、2目、国庫補助金、節1、国庫補助金は、重要給水配 水管布設及び水道施設再編整備事業の国庫補助金となります。次に45ページをお願いします。 支出の部でございます。目1配水設備整備費の主なものとしましては、建設担当職員の給与費と 最下段の節6工事請負費となっております。工事費につきましては、46ページをお願いします。 説明欄上段の水道施設更新工事につきましては、配水管布設替工事、免田地区校区で合計延長1, 405メートル。消火栓5か所の工事を、工事費を含んでおります。その下、送水管新設工事は、 須恵地区の再編整備事業で、須恵校区配水地までの送水管布設で、延長2,091メートルを予定 しております。その下、送水ポンプ場建設工事につきましては、令和4年度に着手しております 施設の2年の2年目の工事で、機械電気設備と場内整備を予定しており、送水管を含め、須恵地 区の整備は完了する見込みとなっております。その下の水道施設更新工事に伴う給水工事は、免 田地区の配水管更新工事か所に、工事か所の給水工事でございまして、全部で32戸を予定して おります。その下の貯水機能付給水管布設設置工事は、岡原地区と免田地区に設置を予定してお ります。節7委託料、説明欄1番目の水道施設再編整備事業測量設計については、岡原地区の新 設送水ポンプ場の設計委託料を計上しております。説明欄2番目の水道施設更新事業に伴う給水 工事測量設計については、令和6年度以降施工予定の国道と町道3路線の給水工事設計45戸分 について計上しております。その下、貯水機能付給水管設置工事設計委託につきましては、令和 5年度施工予定の岡原地区と免田地区の分となっております。その下の節8公有財産購入費につ きましては、再編整備事業において岡原地区の排水ポンプ場の新設に当たり、用地取得費として、 2,000平米分を計上しております。2目営業設備費、節2工具器具及び備品費、説明欄の川南 浄水場可搬式砂洗機購入につきましては、現在、川北、川南両浄水場の管理にあたり、浄水機能 が低下した場合に、砂の剥ぎ取りを行い、その砂を川南浄水場に設置している砂洗い機で処理し まして再利用しておりますが、数年前から故障が頻発しておりまして、職員や事業者などで修理 を行ってまいりましたが、このほど修理が出来ない状態となりまして、旧型の機械でもあり部品 も調達出来ないことから、また、当時の購入先の事業所もありませんので、今回更新を行い、緩 速ろ過地の良好な維持管理を行うものです。47ページをお願いします。節3、車両運搬具費に つきましては、上水道事業会計で2台の軽ワゴン車と普通車1台の公用車両を管理しております が、そのうちの普通車の普通車につきまして購入後18年を経過しており、走行距離も20万キ ロ以上で故障も多くなっていることから、公用車両更新基準に基づき更新を行うものです。次、

目1企業債償還金でございますが、企業債の償還元金を計上しております。資本的収入及び支出 は以上でございます。次に48ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並び に、すいません、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現 在高の見込みに関する調書を記載しております。1番右の欄の当該年度末現在高見込額は、上水 道上水企業債が11億7,634万4,000円。簡易水道企業債が8億8,586万5,000円 となる見込みでございます。ページを戻っていただいて、11ページをお願いします。令和5年 度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額、2,3 59万3,000円。最下段の資金期末残高5億8,635万1,000円となる見込みでございま す。12ページをお願いします。このページから17ページにつきましては、給与費の明細関係 について記載をしております。御覧いただきたいと思います。18ページをお願いします。債務 負担行為に関する調書でございます。量水器検針及び水道施設管理業務ほか7業務、合計8つの 業務につきまして記載をしております。1番上の量水器検針及び施設管理業務につきましては、 令和4年度にプロポーザルにより契約を行い、令和5年度から7年度までの3か年の業務となり ます。19ページをお願いします。19ページから21ページにつきましては、令和5年度あさ ぎり町水道事業当年度予定貸借対照表でございます。このページ最下段の資産合計とただいま送 りました21ページ1番下の負債資本合計はともに54億7,207万660円の見込みでござい ます。22ページをお願いします。22ページと23ページには注記として重要な会計方針、予 定貸借対照表に関する表注記について記載をしております。24ページをお願いします。令和4 年度の予定損益計算書でございます。25ページをお願いします。最下段、当年度未処理欠損金 は1,245万3,000円の見込みでございます。26ページをお願いします。このページから 28ページまでは、令和4年度の予定貸借対照表でございます。令和5年3月31日で、このペ ージ最下段の資産合計とただいま送りました28ページ、最下段の負債資本合計はともに51億 4,349万8,154円の見込みでございます。説明は以上でございます。

- ◎副議長(森岡 勉君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 19ページのですね貸借対照表の中で、機械及び装置の残存 価格が非常に1割弱になっているようでございますけど、ここら辺の更新についての計画は、経 営戦略等に盛り込まれておりますか。
- ◎副議長(森岡 勉君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。ただいまの償却残の件ですけども、ただいま先ほど予算のほうでも説明をいたしておりますが、岡原地区の再編整備事業が令和5年度設計だけですけどもまず行いまして、そのあとからですね、実際、岡原地区の施設の整備行っていきますけども、その際に岡原地区の第1、第2それぞれまだ決定ではありませんが、一応廃止する予定ということで、新しく送水ポンプ場をつくるということで、そこら辺のにつきましては、改善、若干ですが改善されていくものだというふうに考えております。
- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 通常こういう機械及び装置というところの耐用年数が8年か

ら20年とこれありますけど、実際の経験上といいますか。この耐用年数だけよりまたいろいろメンテナンスを加えると、使用可能な期間があろうと思うんですけど、それはどれぐらいを、今、 見込まれておりますか。公表出来ないならいいんですけど、実はその耐用年数、即更新ではない と思うんで、それについてちょっと伺いたいと思います。

- ◎副議長(森岡 勉君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。水道施設全般という機械設備ということで耐用年数過ぎた後、どの程度まで使えるのかというようなことでございますが、ちょっとその資料がですね今ちょっと手元にございませんで管路についてはですね、大体60年程度ということは分かっておるんですが、施設についてももう岡原以外についてもですね、古い施設がありまして、耐用年数をかなり過ぎてる施設もありますので、そちらについてはまたちょっとお調べして資料のほうを提出させていただければというふうに考えます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) これはもう非常にこの前から水のことで大変お世話になって 非常に大事なものということで、管路もですけど、管路も老朽化してることはよく分かるんです けど、この機械装備に関しましても、それが作動しないと全く断水ということにもなりかねませ んし、いろんなことに水道の重要性を鑑みますときに予算等もですね、今後とも十分確保されて、 更新も適宜されるようにお願いしたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい、今回予算も上がってきてですね、今から順次整備していくことになるかと思いますが、計画的な整備の中で整備をしていくということで考えておりますので、よろしくお願いします。
- ◎副議長(森岡 勉君) ほかにございませんか。1番、小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい、とても単純なお尋ねをします。46ページで今の議論ありました岡原地区の再編の委託料が上がってきておりますが、ということは先の全協で再編計画の案の1234というのございましたね。あれ、あれ言うところの案の4にもう決定をしてそれに向かって、現実的に動き始めたというふうなことでよろしいんですかね。ちょっと私はまだそこをですね、検討中だったのかなというようなイメージでとらえてたもんですからちょっとその確認だけさせてください。
- ◎副議長(森岡 勉君) 鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。先日ですね、全協会のほうで岡原地区の整備について、言われたとおり案の1から4まで説明をさせていただきました。その中で1番、案の4がいいんじゃないかということで、御説明をさせていただきましたけども、これはまだ決定というわけではありませんで、全協の中でもちょっとお話しましたが、最終的な報告書を待って、再度、説明をさせていただきますということにしておりますけども、岡原地区の整備がちょっと急ぐということもありまして、まず1番良案と思われます案の4で、予算は計上しておいて、その後に御承認、案を承認いただければですね、それで早めに設計委託を行いたいということで予算に計上させていただいております。

- ◎副議長(森岡 勉君) ほかにありませんか。ありまませんね。次に、日程第3、議案第86号令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とします。担当課からの説明を求めます。鬼塚上下水道課長。はい。それでは、令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算の説明をさせていただきます。
- ◎副議長(森岡 勉君) 暫時休憩します。

休憩 午後4時16分 再開 午後4時19分

- ◎副議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい、すいません。ただいま、下水道事業会計の予算説明を行いましたけれども、ちょっと資料のほうがですね、違った資料をお送りしておりましたので、改めて正式な資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。
- ◎副議長(森岡 勉君) ただいま申出がありましたとおりでございますのでもう一度最初からお願いしたいということでございますので、御了解いただけますか。はい。それでは、お願いいたします。鬼塚上下水道課長。
- ●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい、すいません大変失礼いたしました。それでは、頭からで すね下水道事業会計予算について説明をさせていただきます。まず2ページの第2条から読み上 げさせていただきます。第2条、業務の予定量は次のとおりとする年、1年間排水件数、事業所 等を含む4,231件。2年間総配水量、112万7,446立方メートル。3、1日平均排水量、 3,089立方メートル。4主要な建設改良事業、汚水環境建設費、事業費4,472万7,000 円。流域下水道建設負担金事業費680万2,000円。第3条、収益的収入及び支出の予定額は 次のとおりと定める。収入、第1款下水道事業収益、6億3,695万1,000円。支出、第1 款下水道事業費用5億8,448万4,000円。3ページをお願いします。第4条、資本的収入 及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億 6,246万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万6,000 円。当年度分損益勘定留保資金1億8,808万1,000円。減債積立金146万8,000円。 利益剰余金処分額6,823万4,000円で補填するものとする。収入、第1款資本的収入2億 281万7,000円。支出、第1款資本的支出、4億6,528万6,000円。4ページをお願 いします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定め る。建設債限度額2,130万円。資本費平準化債4,300万円、計6,430万円。起債の方法、 利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。第6条、一時借入金の限度 額は1,000万円と定める。第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、 次のとおりと定める。1、営業費用と営業外費用。5ページをお願いします。第8条、次に掲げ る経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費2,964 万4,000円。第9条、下水道事業に助成するため一般会計からこの会計補助を受ける金額は、 3億4,131万1,000円と定める。第10条、利益剰余金のうち、6,823万4,000円

は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきま しては、26ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。 1目下水道使用料、節1特環下水道使用料、次の節2簡易排水施設利用料。これは、令和4年度 の下水道使用料の実績によりまして現年度分の下水道料金を計上したものでございます。2目、 雨水処理負担金、節1雨水処理負担金につきましては、免田地区、吉井区と八幡区の一部に雨水 処理用の管路が整備されており、総務省通知による繰出基準に基づきまして、一般会計からの負 担金として受け入れるものです。次の3目、他町村下水道流入負担金、節1他町村下水道流入負 担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。27ページ をお願いします。目の下から2番目の3目国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金につきまして は、下水道接続の排水設備設置促進事業費の補助率2分の1を計上しております。次の5目他会 計補助金、節1特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知に基づく基準内繰入金とし て、一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。最下段の節2簡易排水施設他会 計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で、使用料で賄えない部分について繰入 れをお願いするものです。28ページをお願いします。最上段の6目、長期前受金戻入、節1、 国庫補助金長期前受金戻入から節3分担金長期前受金戻入まで、下水道管工事など施設整備にて 資産取得の際に受入れました国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合わせまして、収 益するもので、収益化するものでございます。29ページをお願いします。予算説明書の収益的 収入及び支出の支出の部でございます。1目汚水管渠費でございますが、このページは、下水道 施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものにつきましては、30 ページをお願いします。上段の節13委託料の下水道施設管理委託料でございますが、町内46 基のマンホールポンプの保守点検料と非常通信転送サービス料、また情報配信サービス料、町内 4ヶ所の伏せ越し管の清掃委託料となっております。その二つ下、節16修繕費の下水道施設等 修繕でございますが、下水道管路布設後の道路陥没などの補修やマンホールポンプ、オイル交換、 通信回線の更新などを計上しております。次に、3目簡易排水施設費につきましては、草津山地 区の排水施設の維持管理費に要する経常経費となっております。最下段の四つ目、総係費につき ましては、次の31ページをお願いします。総係費につきましては、事業活動全般に係る一般管 理費を計上しております。節1給料から節6法定福利費まで、職員の給与等に係るものとなって おります。次の32ページをお願いします。節の下から2段目、節18委託料の説明欄の2番目、 総合行政システム改修につきましては、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度に対 応するため、検針時のお知らせ表や納付書へ水道事業と下水道事業の登録番号並びに消費税率等 を印字するためにシステム改修を委託するものです。次の下水道台帳システム更新につきまして は、新築等で新たに設置された公共枡の位置をシステム図面に反映させるための更新業務を委託 するものです。次に34ページをお願いします。5目業務費、節18委託料、量水器検針業務委 託につきましては、上水道と下水道の検針業務の業務案分によりまして計上をしております。次 の節19手数料につきましては、令和5年度から新たに各金融機関での窓口納付の手数料を計上 しております。次の節33排水設備設置助成金は、住宅の新築による下水道への接続の助成金を 計上しております。35ページをお願いします。6目、流域下水道維持管理負担金、節1流域下

水道維持管理負担金につきましては、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金としまして、令和 5年度の計画流入水量の処理費用と資本分、それから令和4年度の実績流入水量が計画流入量を 約4万立方メートル超えると見込まれますので、排水流量の超えた分を合わせて計上しておりま す。次の7目減価償却費、節1有形固定資産、節2無形固定資産につきましては、それぞれ令和 5年度分の減価償却費を計上したものでございます。中ほどの1目、支払い利息及び企業債取扱 い諸費、節1企業債利息につきましては、下水道事業債並びに簡易排水施設事業債の償還利息及 び一時借入金を行った場合の利息となっております。次の2目、消費税及び地方消費税につきま しては、令和5年度の収支見込みや特定収入額を算定基礎として、消費税納付予定額を計上して おります。次に36ページをお願いします。5目過年度損益修正損につきましては、過年度使用 料収入分を漏水等で、減免を行った場合の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算は以 上でございます。続きまして、37ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入の部でご ざいます。1目下水道事業債、節1下水道事業債につきましては、舗装復旧工事及び流域下水道 建設負担金に係る下水道事業債と過疎債を計上しております。2目資本費平準化債、節1資本費 平準化債につきましては、起債償還の財源となるものでございます。次の1目他会計出資金、節 1他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に下水道事業債の償還 や建設事業費に充てることとなっております。次の1目工事負担金につきましては、38ページ で御説明します。最上段の節1工事負担金につきましては、指定避難所になっております須恵文 化ホールにマンホールトイレを設置する費用を、工事負担金として一般会計から受け入れるもの です。次の1目、国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金につきましては、舗装復旧工事分を計 上しております。次の1目特環下水道分担金、節1特環下水道分担金につきましては、下水道接 続に伴う分担金で、新築等による一括納付15件分を加えた額で計上しております。二つ下の1 目基金繰入金、節1基金繰入れにつきましては、減債基金の一部を取崩しまして、起債償還の財 源とするものでございます。次の40ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出の部で ございます。1目、汚水管渠建設費の主なものとしまして、節19工事請負費でございますが、 舗装復旧工事及び新築等で依頼があった場合の新規公共汚水枡設置工事、マンホールトイレ設置 工事、マンホールポンプ改築工事を予定しております。5目、流域下水道建設負担金、節1流域 下水道建設負担金につきましては、錦町にあります球磨川上流浄化センターの汚泥脱水機改築更 新。それからストックマネジメント計画策定、多良木中継ポンプ場耐水化工事、幹線環境点検調 査が予定されており、その事業費に対して、あさぎり町の負担分を計上しております。最下段の 1目、建設改良企業債元金償還金については、特定環境保全公共下水道事業と簡易排水施設事業 に係る償還元金を計上しております。次の41ページをお願いします。1目基金積立金、節1基 金積立金につきましては、減債基金積立金の利子配当金を計上しております。資本的収入及び支 出は以上でございます。次に42ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並 びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。1番右 の欄の当該年度末、現在高見込額、建設債が21億3,650万6,000円。平準化債が14億 9,881万8,000円。簡易排水施設事業債が404万1,000円。災害復旧事業債が90万 円となる見込みでございます。ページを戻っていただいて、10ページをお願いします。令和5

年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額2 78万円の減。最下段の資金期末残高5,424万4,000円となる見込みでございます。11 ページをお願いします。11ページから16ページにつきましては、給与費の明細関係について 記載をしております。17ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。マ ンホールポンプ維持管理業務ほか7業務、合計8つの業務につきまして記載をしております。最 下段の量水器検針及び施設管理業務については、令和4年度にプロポーザルにより契約を行い、 令和5年度から7年度までの3か年間の業務となっております。18ページをお願いします。1 8ページから19ページは、令和5年度あさぎり町下水道事業当年度予定貸借対照表でございま す。18ページの資産の部の最下段、資産合計とただいま送りました19ページの最下段の負債 資本合計はともに102億3,987万8,403円の見込みでございます。20ページをお願い します。このページと21ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記に ついて記載をしております。22ページをお願いします。令和4年度の予定損益計算書でござい ます。23ページをお願いします。最後の行、当年度未処分利益剰余金は2,720万7,000 円の見込みでございます。24ページをお願いします。24ページから25ページは、令和4年 度の予定貸借対照表でございます。令和5年3月31日で、24ページ右側の数値で下から2番 目の資産合計、ただいま送りました25ページ、最下段の負債資本費合計額は、共に106億1 01万7,586円の見込みでございます。説明は以上でございます。

- ◎副議長(森岡 勉君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんね。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。
- ●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。

午後4時38分 散 会